

昭和 38 年 度

同和地区実態調査報告書

(静岡県浜松市吉野町地区)

同和対策審議会

茨松市吉野町調査報告書

はじめに

この調査は、昭和38年8月1日から同年8月20日までの期間を通じて、「総理府同和対策審議会、調査部会」が実施したものである。調査対象地区は「茨松市吉野町地区」の未解放部落全世帯を行ったものである。調査に当たっては、調査専門委員米田富、野本武一が当り、総理府三井事務官が担当した。

県当局からは民生部工藤安民主事が直接地区の指導にあたり吉野地区内自治会役員の積極的な協力によって行なわれたものである。

I 対象地区の選定理由

- (1) 吉野地区の選定理由は、茨松市外にあって農村型の部落として発展途上にある、部落がどのように変わりつつあるか、又移り行く社会機構の中で市外地における部落がどのような変化をとげつつあるかを調査し、更に古くこの地区において行われた同和対策の指導がどのように受けられているか、戦前戦後の地区の変を見る二

とによって農村部落の姿を浮き彫りにするためになされたものである。結論的に見れば吉野地区は、都市周辺の部落として完全に置き去られる状態にあると言えるであろう。

(2) 調査過程

調査は吉野地区内 35ノ世帯について行い又地区外の意識調査は 6ノ世帯について行ったが調査の結果は殆んど不足すべき状態に終了した。又概況調査は地元関係者の全面的な協力と渠当局の積極的な指導によって予定通りの結果を収めることができた。

ただ調査の当初地区民の向からこの調査の外部への調査結果発表を恐れた声があったが、この調査の性質や意義が理解されあわせて、渠当局の熱意ある指導がよき調査に終わったことをつけ加えておく。

II 地区概況

(1) 地区の沿革

吉野地区（茨松市吉野町）は、茨松市から西北約 6 km の地点にあり、農村型であるが、数ヶ所に分散しており茨松市三方原町に 2 km、茨松市内及び細江町、引佐町に約 6 km の処にある。この地区は吉野町連絡所所蔵の託源沿革史によると、応永元年（鎌倉時代 1310 年花園天皇、北條宗宣、北條時時）主従 2 人の落武者が大和国から来住して部落を初めて形成した。延元 3 年 9 月 11 日（南朝時代 1336 年～1339 年後村上天皇、足利尊氏）宗良親王東国下向の石切り供奉者、渡辺次郎昌弘一子昌三が移住して以来数代の後、渡辺昌遠が、元龜 2 年（室町時代 1470 年～1472 年正親町天皇、足利義昭）に至り徳川家康に従い、本村の領司となり、嫡子昌元は、比村茂津目の女婿で、天正 11 年（室町時代 1573 年～1576 年正親町天皇、織田信長）徳川家康の命を奉じ伊井直政に仕へ代々の領地として一村を形成した。後徳川家康の江戸時代には茨松城主の直轄地として庄屋を置き、明治維新に当りオノ区

オノ6小區に属し、戸長役場を置いた。明治17年官選戸長制度発布により、伊佐見村外タケ村を組合村とし、人民総代を設けた。明治22年町村制施行により、大字般子川を合せ、順々木沢と称し、和地村と組合役場を設けた。明治23年組合役場を分離した。明治24年名称を吉野村と改称した。明治40年大字般子川を割いて富塚村に編入させた。大正12年和地村東大山地籍の一部を編入し、昭和29年7月規模の適正化に従って浜松市に合併して今日に及んでいる。

(2) 地区人口と移動状況

調査当時の人口は総人口1,803人であって、昭和10年の総人口1,558人、昭和20年の総人口2,119人、昭和25年の総人口2,161人、昭和35年総人口1,781人であって一般地区の人口増加に反し地区人口は減少をたどっている。

(3) 人口流出の傾向

昭和18年から昭和20年頃、オス次大戦の影響で、戦時疎開が急速に増加して部落世帯は一時的に増加を示

したのであった。それが終戦と共に疎開者がそれぞれ、復帰のため流出して減少し、更に三方系の開拓事業が盛んになるに及んで、部落の中から開拓者として地区外に転出するものが多くなり減少を歩いたのである。最近その傾向がやっとうすくなり現在のような状態が保たれるにいたっている。

(4) 人口流入の傾向

人口流出の傾向に見られるように殆んど、人口流入は見られないが、最近市の都市計画による住宅対策により、吉野地区内にオス種公営住宅を建設を見るに及んで地区内に若干の流入を見ることができるのである。

(5) 立地条件

この地区は戸数361戸、人口1,803人、内男915人、女888人、内部落人口1,635人(90.7%)、一般人口150人(8.3%)外国人18人(1.0%)であり、農家世帯258世帯、農地面積163町3反と言ふ農業を主とした地区であるが、地形上から見ると非常に勾配が激しく、地区を東西南北に縦断する道路は、非

常にせまく殆んど改修されないまま放置されており、他には見るべき道路とてない。従って車馬の通行等にも支障をきたすような状態におかれており、万一火災等の発生の場合は消防自動車の運行さへ困難な状況下に家屋が密集している。地区内道路の要所に街灯を設置したが、地区が広大なために現在36ヶ所（1灯々600円）程度電柱に取付けたが充分な状態ではない。下排水の整備は殆んどなされていなく、殆んどが道路を利用している状況であり、上水道は全く整備されていず、個々の家庭で井戸を使用している現状である。交通機関としては浜松市からの定期バスが地区の中心地に通じているのが唯一の交通機関である。

物的条件

立地条件の中で道路その他をのべたが、この地区のおかれている地形が、非常に勾配が多く、地区内に大きな河川が二ヶ所あるが未改修のまま放置され、降雨期には相当量の流水があり宅地、農地等を浸しよくしている。更に下排水設備の皆無は、地区内の地形上降雨期には、高い処から低い処へと不規則的に流出する水が地区の道

路や宅地を下排水路となるような状態である。家屋は木造建ちであってその殆んどが老朽住宅であって殆んど改修を必要とするが、地区の経済的な状態は自己資力で改修をすることのできない現状である。

産業状況

吉野地区は農業を主とする世帯が258世帯、商工業を主とする世帯が30世帯となっている。農業経営の状況は耕作面積の少い上に、農業資本が弱少のため近代化への道ははばまれている。そのために青莊年の工場への転出が目立ってよけいに農業経営の苦しさを現はしている。従ってこのような状況下に農村の共同化が進められるべきであるが、部落民個々の個人感情は農村の共同化への道をはばんでいる。地区内には雑貨店その他もあるがそれは地区住民の日常生活に必要なごく僅かは物資の供給にしか過ぎない。最近地区内に、部品下請工業、製茶業、剪毛業等があるが零細企業であって、大部分が技術の失その他についても一般水準より低い状態にある。労働力については、農家の転出者の殆んどが従事しているが、全般的に他からの流入が困難のため不足の現状で

ある。

従って労働条件等も地区内で従事するため主従間の話合による条件が多く正式な雇用条件等がなく殆んどが日給制である。農業資金も商業資金も殆んど規模が小さいため農協融資をうけている状態である。

その他一般的概況

吉野地区はさきにのべたような状況であってやはり未解放部落としての姿を現わしており、家屋の密集老朽化、道路の悪さ下排水設備の不充分さ等は他の地区とくらべてかなり顕著な劣悪な状態にあることが示される。

このことがやはり依然として部落を残し、部落の低位性からくる封鎖性を生んでいると言へるであろう。学童の成績は以上の環境下からくる状況下でやはり水準以下であり、知能は平均程度であるが、知能にくらべて学業成績の悪さが目立ちこのことが、部落のおかれている現状を現はしている姿として見ることができる。

犯罪数は地区内には殆んど見られず浜松市全体の犯罪数から見てもごく少い状態であるが特に注意が必要なのは成人犯罪より少年犯罪の多い点を注視しなければなら

ない。

寺院は地区内に一ヶ所あるが日蓮宗（舅延山）信者が圧倒的に多く、神社は関東地方特有の白山神社があり年々回の祭礼が行われている。以上が大体の概況報告であるが、依然としてこの地区も行政の停滞が部落を残し、それが差別の再生産になり、差別は現実の中に生きていると言ふことが立証されるのである。

附記

吉野町の調査にあたって附記しなければならないのはこの地区が生んだ先覚者、北村電三郎翁の事蹟である。いま吉野小学校庭に翁の業績をたたえるための胸像が建てられ、新しい世代の子供たちに無言の教訓となっている。翁は明治5年7月30日北村庄吉氏の長男として、須々木沢50番地に生れよく勉学しノアの頃より村内における古い封建的差別を打破するために活動された。なかでも明治43年7月から大正14年11月まで16年間村長の要職にあつて村内融和実現のために努力されたのである。翁は大正8年には各県代表者と、ともに各

省大臣に対して地方改善、融和促進の陳情を行い当時の
帝国議会に対しても前後3回におたって事業助成金100
万円の出支を請願しつづけ、ついに当局を動かしてその
目的を達成させたのである。村長在任中の16年間を通
じて当時としては、困難の中にありながら村民の信頼を
受けながら当時の融和事業に貢献した業績はいまも村
民から尊敬されていることでもうかがはれる。翁は村長
辞任後も請願郵便局を設置し、村長辞任后11年余郵
便局長に就任通信事業に努力したが、不幸病気のため昭
和12年6月18日68才で逝去されている。生前中の
翁の業績は青年時代を中心として古い伝統を破るために
努力し、風紀を改善し、資力の充実に図り、進んで協同
の精神の発揚に努め、すべての改善事業の推進を図る等
部落解放のための、活動が終始一貫その生がいの中に貫
かれていたのである。吉野町地区の精密調査に当って当
時の北村翁の業績に対し深い敬意を表してこの報告書を
地下の霊に捧げたい。

Ⅲ 人口状態

(1) 世帯数と人口

戦前まで世帯数、人口とも漸増している。しかし戦後
前者は引き続き増加しているが、人口が減少しているこ
とに注目する必要がある。又、その世帯は6人世帯を中
心として2〜

表1

		明治 24年	昭和 20年	昭和 38年
世 帯 数	実数	201	325	369
	比率	100	162	183
人 口	実数	1,146	2,119	1,803
	比率	100	185	157

6人世帯が
81.1%で一
世帯の員数は
比較的少ない
と言ってよい。
(表2参照)。

しかし、5人以上の家族員を持つ世帯も50.6%あり、
直系を中心として一世帯が作られていると考えられる。

表2 世帯員数

世帯員数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10人 以上	合計
吉 野 町 地 区	実数	9	42	43	48	49	51	27	13	4	2	288
	比率	3.0	14.5	15.0	16.9	17.0	17.7	9.4	4.4	1.4	0.7	100

また、別世帯であっても、同一家屋内に血縁世帯が同居している場合もあることに注意する必要がある。(表3)
また、同地区の世帯の血縁者で別居しているものが実数で249人いる。これは長女以下の女子(別居家族員の内で40.2%)と長男以下の男子(同32.5%)が主となって、1~3人(別居家族員数の82.8%)の家族員が別居しているからであると思われる。

表3 性別年齢別にみた人口構成(現在人口)

		0 ~9	10 ~14	15 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80才 以上	合計
実数	男	183	132	92	160	110	80	77	35	20	5	894
	女	160	140	86	133	114	97	74	38	26	12	880
比率	男	20.4	14.8	10.3	17.9	12.3	9.0	8.6	3.9	2.2	0.5	100.0
	女	18.2	15.9	9.8	15.1	12.9	11.0	8.4	4.3	2.9	1.4	100.0

表4 性別年齢別にみた人口構成(他出入口)

		0 ~9	10 ~14	15 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80才 以上	合計
実数	男	0	0	13	32	33	12	6	1	0	0	92
	女	0	0	14	28	47	20	3	0	0	0	162
比率	男	0	0	13.6	33.0	34.0	12.4	6.2	1.0	0	0	100
	女	0	0	8.6	48.2	29.2	12.3	1.8	0	0	0	100

12) 年齢別にみた人口構成.

表3に見ることく0~14才の層が男で35.2%、女で31.4%あり、15~19才(中卒以上)になると半減している。また20~40才台の男女とも全国的な人口構成に較らべて割合が低くなっている。このことは表4で見るとはっきりする。即ち表3の男女合計、774人のほか表4で見ることく259人の人員が他地区、同一地区で別居しているからである。そして、その内分けは、15才から始まって、20~40才までの男でその67%、女で72.4%である。別居家族分布調査によると、その項の調査人員253人のうち同県他同和地区に29人(11.5%)、他県同和地区に3人出ていっている。また一般地区へは、同県のそれへ、74人(29.2%)、他県のそれへは、愛知県の24人(9.5%)を中心として東京都、茨城県等に出ていっている。これらのことと表7の人口減少とあわせ考えると、働き盛りの15~50才台の男女の多くが就職の為に(就職のためというのは別居理由の29.2%)他地区に流出していることがわかる。しかし、一つ注意せねばならないことがある。とい

うのは、別居家族のうち 87人 (34.4%) ものものが同県同地区内で別居しているということである。即ち、長男と長女及び長女以外の女子 (長男以下の男子では別居の理由は、就取のための方が多く 59.5%, 結婚のためは 27.7% である。) を中心として、結婚の場合 (三者の別居理由平均 22.8%) 他地区に行くことなく、いや行くことが出来ずに同地区にとどまって、別居するわけである。それだから表 I に見るように、世帯数が一方では増加しているのではないかと思う。また、0~14歳の人口は比較的多いが、有業人口が、それに見あって存在せず、他地区に出てしまうということ。すなわち、十分な農業、その他の労働者が同地には不足しているのではないかということは、十分注意せねばならないと思う。これは、後に残った家族員との関連から見ても必要があると思われる。

13) 地区人口の定着性

現在同地区にいる家の定着性は表 5 のようである。以前から、すなわち明治以前から同地区に居住していたものが 86% という圧倒的多数を示めている。また戦後

表 5. 家の現在定着性

	家 数	比 率
明治以前	286	86.0
明治年間	2	0.6
大正年間	3	0.9
昭和年間(戦前・戦中)	5	1.5
戦後 21~30年	13	3.9
31~35年	0	0
36年以降	24	7.2
合 計	334	100.0

昭和 21~30 年に移ってきたものも 3.9% あり、36 年以降にも 7.2% ある。このことから、同地区は同和地区一般と見るごとく、古くからの居住者を中心として、戦中、戦後に、主として一般地区住民と思われるものが同地区に流入し、それらによって構成されていると思われる。また、戦後も比較的多いことは、結婚その他の場合、同地区から出て、他地区に行くことなく、同地区内で別居して、一世帯を構成するということと考えあわせ

れば、よりはっきりとする。またこれらのことは、表6の他から同地区に移入して来た世帯の表を見るとなお明らかになる。

表6 移動して来たものの居住年数

	0 ~ 5	6 ~ 10	11 ~ 15	16 ~ 20	21 ~ 25	26 ~ 30	31 ~ 35	36 ~ 40	41 ~ 45	46 ~ 50	51 ~ 55	56 ~ 60	61 以上	合計
実数	2	9	12	23	2	1	6	0	1	1	1	0	1	59
比率	3.4	15.3	20.3	38.9	3.4	1.8	10.2	0.2	1.8	1.8	1.8	0	1.8	100

すなわち他地区から移って来たもののうち、0~15年居住という明らかに戦後流入したものが39%を占め、20年まで入れると、72.7%にも達する。また、ことに16~20年居住というものが特に多い。また、昭和初期移入というものも前後と比較して、目立った存在である。しかし、移入してきたのは実数で59人であり、他の同和地区同様、定着はきわめて高く、通婚圏とも関連して、むしろ封鎖性が強いと言ってよいと思う。この封鎖性が強いということには十分注意する必要がある。このことは表7からも説明出来る。

表7 世帯主の出生後移動状況

主帯主年令	10才未満	10 ~ 19	20 ~ 29	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~ 69	70 以上	合計
移動経験なし	0	0	18 (79)	70 (308)	71 (309)	79 (348)	28 (62)	11 (49)	227 (100.0)
明治年間移動	0	0				1			1
大正年間移動	0	0							
昭和年間 (戦前、戦中)	0	0	2 (10)	5 (25)	8 (46)	4 (20)	1 (10)		20 (100)
昭和21年以降	0	0	5 (8.1)	29 (46.8)	20 (32.2)	4 (6.5)	4 (6.5)	4 (6.5)	66 (100)

314(合計)

すなわち合計314人のうち何らかの形で移動を経験しないものの実数は227人で全体の72.7%である。昭和元年から20年までは20人で6.3%、戦後移動を経験したものは66人、21.0%である。すなわち、ここにも封鎖性がとても強く、多くのものは、同地区以外の他の地区へ移動したことがないのである。また、一時他地区に移動しても、再びもどって来たというのが、移動経験者の実数87、全体の27.7%になって表われて

いるのである。すなわち、これらの人は他地区に出てみたが、何らかの、ほんとうに何らかの理由により再び同地区にもどって来たのである。また、別の調査項目の「地域移動の回数」によれば移動者の実数は138人となっており、1回移動102人、74.0%、2回移動28人、20.3%であり1〜2回は94.3%である。すなわち、1回か2回他地区に行ってみたが、またもどって来たというのである。これは、それらの人々を受け入れようとしないうちの何らかの理由があったと思われる。また、「地域移動の理由」では実数95人のうち就転のため84%、結婚のため26.4%、転居のため10.5%のほか、その他というものが5.5%ある。これは、就転するあてが別にあるわけではないが、とにかくこの地区を出ねば、就転したくてもすることが出来ないということを示していると思われる。そして、他地区にでても、結局だめで、再びもどって来たと思われる。

14) 居住地に対する居住意識

居住意識は表8のようである。この表から見て、特徴的なことは次のようなものである。

表8 現住地への定着意識

年令	25才未満	25〜29	30〜39	40〜49	50〜59	60〜69	70以上
1 将来とも住む	1 (50)	7 (43.8)	29 (44)	33 (44.6)	43 (56.5)	16 (52.0)	7 (63.5)
2 今のところここに住むほかない	1 (50)	6 (37.6)	33 (50)	34 (46)	30 (39.6)	14 (45.0)	4 (36.5)
3 できるだけ早く転居したい	0	2 (12.5)	4 (6)	7 (10.2)	3 (4)	1 (3)	0 (0)
4 近く転居	0	1 (6.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5 合計	2 (100)	16 (100)	66 (100)	74 (100)	76 (100)	31 (100)	11 (100)

	居住地別				職業			
	明治以前に明治年間に移住した	大正	昭和(数前)	昭和(数後)	自営	雇用	単親	無転
1	56 (59.9)	49 (47)	31 (40.7)	0 (0)	103 (55.5)	19 (39.6)	8 (26.6)	5 (28.4)
2	36 (37.9)	47 (45.2)	38 (49.5)	0 (0)	71 (38.4)	22 (45.8)	21 (70.0)	11 (65.0)
3	3 (3.2)	8 (7.8)	7 (9.1)	0 (0)	10 (5.4)	7 (14.6)	1 (3.2)	1 (5.6)
4	0 (0)	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	1 (0.6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5	95 (100)	104 (100)	77 (100)	0 (0)	185 (100)	48 (100)	30 (100)	17 (100)

すなわち、年令別に考えると、年令が高くなればなるほど「将来とも住む」という半ば積極的ではあるが、半ばあきらめたような考え方が多くなり、フノエ以上世帯主では、62.5%もの人が、そのような考えである。また、「今のところはここに住む他ない」には、40%が最高で50%ありそれを山の頂上として、前後に下っている。これは、よりよい生活を求めて他地区に行きたいとは思って見たが、あるいは1度、ないしは2度行っては見たが、またもどって来て、「今のところはここに住むほかない」にいたったと考えられる。また、「出来るだけ早く転居したい」は30%未満が12.5%で最高である。これら3つの項での割合は、左下りとなって、年令が高くなればなるほど「今のところに住む他ない」から「将来とも住む」に変化し、平穩ではあるが、何んら発展性のない傾向へと動いていくようである。また「近く転居する」というのがほとんど存在しないということは注目に値する。次にそれを居住時期別に見てみよう。すなわち、明治以前、明治年間から居住しているものの半数以上58.7%が、「将来とも住む」と言っている。そして

時代が下るとともにその割合は下っていく傾向にある。また、「ここに住むほかない」というのは、戦前の昭和年間に移入して来たものの中に多く、42.5%である。これは、移入して来たものは、以前からここにいたわけではなく、しかたがなく、同地区に移入して来たのであり、「ここに住むほかない」というのは、妥当のことであると思われる。古く明治以前からいるものはこの地で一定の耕地をもち、比較的安定した地位を持ち得るということからこのような結果が出たのだと思われる。次に職業別に見てみよう。自営業を営んでいるものの多くは農家であり、一定の土地をこの地に持っているため、「将来とも住む」というのが多く55.5%を占めている。これらの、年令、居住年数、職業別から見て明治以前、ないし明治年間からこの地に住んでいるものの多くは、少ないとはいえ他に比較して、かなり多くの耕地を所有していて、農業を営んで、同地区内で安定した生活を、他と比較して活んでいるといえると思う。だが「今のところに住む他ない」という人が存在するということは、同和地区一限に言えることかも知れないが、この地区の

特徴を示すことだと思う。すなわち「今のところここに
住むほかない」というのが、年令別で実数 276 のうち
の 122 人と 44.2% もおり、また居住時期別では 276
人のうち 121 人と、また職業別では、280 人のうち
125 人と、45% 内外存在することである。45% も
の人が、「他へ行きたい」と思いながら、ほかへ行くあ
てもなく、転職もなく、しかたがなく、同和地区にとど
まり変わらぬ生活を送っていかねばならないわけとなっ
ている。これは大きな問題であると思われる。

Ⅲ 家族と婚姻

(1) 家族の大きさ

まず家族の大きさをみると、つぎの特徴が示されてい
る。(表 参照) すなわち同表より現在同居中の家族の
大きさをみると、一徹的に大家族的な形態が顕著に示さ
れている。例えば 6 人家族の 25% が比率の上では多く
を占めているし 5 人以上の家族を持つケースは全体の約
8割近くも占めている。

表 9 家族の大きさ

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上	合計
実数	11	64	114	220	290	440	280	192	81	80	1,776
比率	0.7	3.6	6.4	12.4	16.4	25.0	15.7	10.8	4.5	4.5	100

中でも 7 人以上の大家族は全体の 25% も占めている点
に留意すべきである。これに対して他出家族員もまた比
較的多く全体を通して 231 人みられる。これは、現在
人口の約 1.3% にも相当する数である。(表 9 参照)
その内の多くは一家族あたり 1 人ないし 2、3 人の別居
家族員が多くみられる。

表 10 別居家族員数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10以上
実数	42	21	21	10	4	4	0	0	0	0	102
比率	41.2	20.8	20.8	9.8	3.7	3.7	0	0	0	0	100

これらの他出ケースについては同一地区内への他出、しかも現在家屋と近接した場所へ居住するというケースもみられる。しかしながら、他出ケースの多くは、近くの都市域はもとより、大阪市、東京都など主として就労のため家族から分離するケースが多くみられた。現在「どこに居住するか分からない」とするケースも他出家族員のうち幾ケースが見られる。

(2) 家族形態

つぎに家族の形態についてふれる(表11参照)同居家族員数についてみたように、同地区では大家族形態をとる傾向がみられるが、それは次の特徴を示している。すなわち「夫と妻」ないしは「夫と妻と未婚の子女」という、いわゆる核心家族としての近代家族の形態を示すケースが比較的少なく、全体の7割程度を占めるにと

どまっている。その多くは拡大、複合家族として特徴を示しておりその内には、「夫+妻+直系家族」という類型を示す家族が、6.6%みられることに留意すべきである。すなわち家族形態においては、いわゆる「都市家族」としての典型は示されず、複合家族にみられる様に前近代型的な類型がここで指摘できる。

表 11 家族類型

	家族類型	実数	比率
単独	世帯主のみ	11	2.2
核心家族	世帯主と配偶者	18	3.6
	世帯主と配偶者と子供	340	68.0
拡大家族	世帯配偶者+(子供)+直系親族	83	16.6
	世帯配偶者+(子供)+傍系親族	8	1.6
	世帯配偶者+(子供)+直系・傍系親族	5	1.0
欠損家族	世帯主+子供	33	6.6
	世帯主+(子供)+直系家族	2	0.4
	世帯主+(子供)+傍系家族	0	0
	世帯主+(子供)+直傍系家族	0	0
	計	500	100

他方また夫ないし妻のいずれか一方が欠損している家族（すなわちここでは配偶者が欠損している家族）が比較的に目立ち、全体の約1割近くを占めている点に留意すべきである。

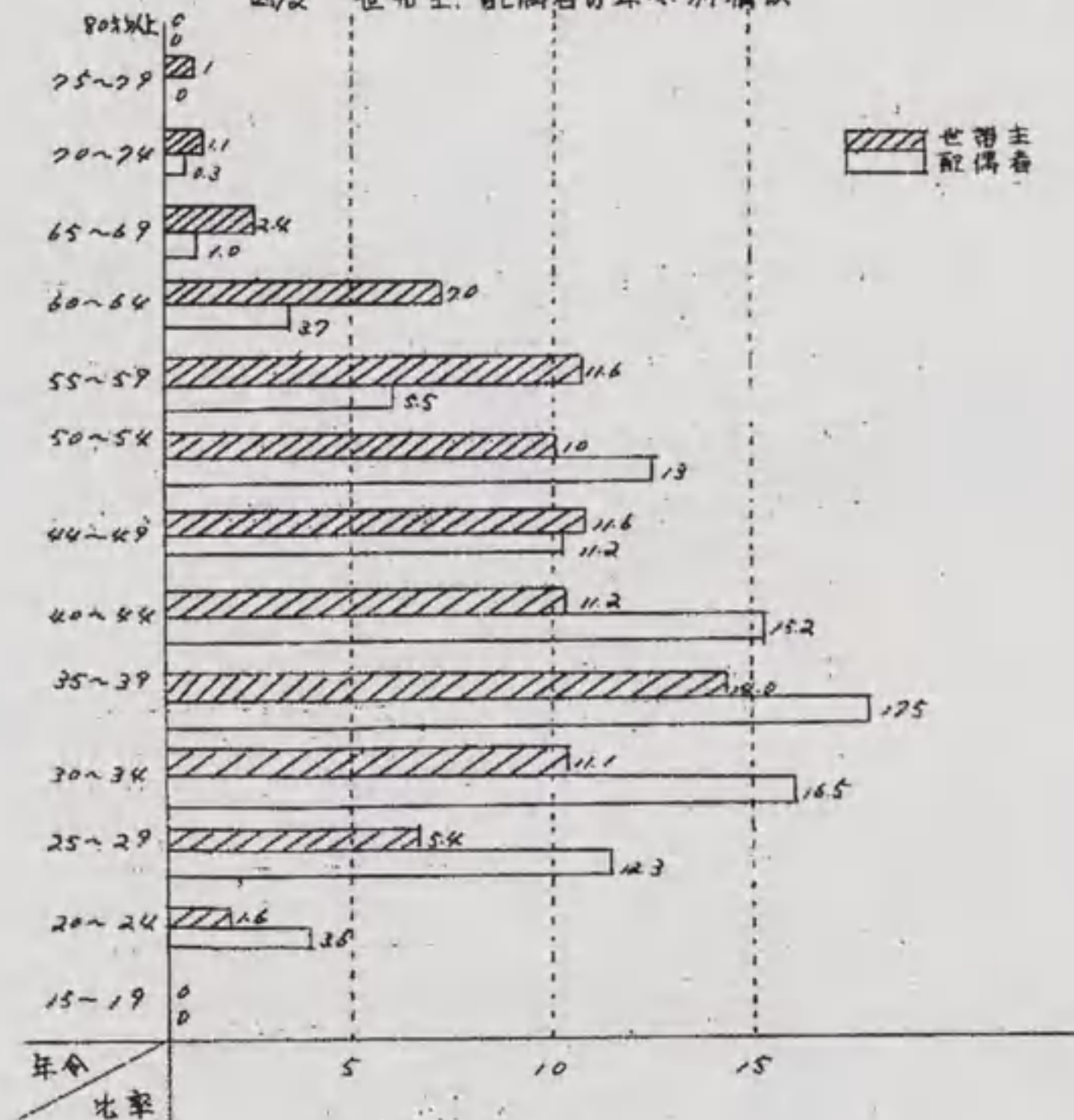
その場合「父親+子供」という父子家族の形態をとるケースが約1割近くみられ、母子家族のケースとともに、家族機能の解体状況にもまた注意すべきである。同一地区内に於いて一家族に2人以上の夫と妻の核が含まれ、しかも他の家族員として、子女、孫以外の血縁同居者が家族員に加えられるという形態は、ことに他の未解放部落と同様に顕著な事実として指摘できよう。これらの形態は、前に述べた家族員の就労状況との関連に於いて考慮するとき、その必然性の一側面が指摘できる。

(3) 配偶関係と婚姻形態

まずここで世帯主と配偶者の年齢別構成についてみると次の通りである（図12参照）

世帯主についてみると30～39歳の年齢階層がもっとも多く、全体の2.5割を占めている。ついで40～49歳の約2割、50～59歳の年齢階層約2割とこれに続

図12 世帯主、配偶者の年齢別構成



いている。それに対して配偶者の場合は、やはり30～39歳の年齢層への所属が最も多く、全体の2.5割を占めており、ついで40～49歳の1.5割、25～29歳の1.2割とこれに続いて見られる。

したがって、世帯主、配偶者共に、その年齢階層は30～

39才を中代に主として、それ以上の年齢階層への集中が見られる。また65才以上の年齢層への所属は、世帯主、配偶者共に、極めて僅かな比率しか示されてない。いまここで、これら世帯主、配偶者の向にみられる婚姻関係とその形態をみると、次の特徴が示される。(表

(1)参照)すなわち先の家族類型に於いてみた、不況状況からも理解できるように、配偶関係を現在もたないケースは比較的多く指摘できる。

表(13) 配偶関係

事 項	未 婚	配偶者あり	死 亡	別 離	合 計
実 数	5	298	38	5	346
比 率	1.4	86	11	1.4	100

配偶関係のあるものの86%の他約1.5割は配偶者死亡約1.1%離婚のケース約1.4%が図表によって示されている。しかしながらここでは世帯主のみ対象にして求めた結果であり、同一家族内に於いてさらに、世帯主の両親ないしは祖父母などについて「婚姻関係をかえた」ケースについてみれば、さらに「死別」「離婚」のケー

スがこれに付加されることはいうまでもない。

他方また婚姻形態についてみるとその多くは見合であり約8割近くも占めている(表(14)参照)それに対して約2割が「自由婚」という形態をとっているにすぎない。

表(14) 婚姻形態

事 項	自 由	見 合 い	非 該 当	合 計
実 数	69	270	7	346
比 率	20	78	2	100

世帯主のうち現在自由婚の形態を通じて配偶関係をえているケースについては、30〜39才の年齢階層あるいは、それ以下の場合に比較的集中してみられることが特徴としてあげられる。自由婚は、地区外部落ないしは、地区外一般地区との通婚に多少とも多くみられ、それに対して、見合による通婚は、地区内婚のケースに多いという点も、この調査結果及び他の個々のケースを通じて明らかにされた。

4) 通 婚 図

上記の通婚関係にみられる特徴について、さらに具体的にその特徴をみる(表(15)参照)。ここで明らかなように、現在婚姻関係のあるものについてみると、多くは世帯主配偶者ともに現地区出身者であるというケースがみられ、地区相互の通婚という形態は世帯主は全体の

表(15) 通 婚 図

世帯主 配偶者		婚姻関係保有			計
		同和地区出身者		同和地区 外出身者	
		調査地点 出身者	その他の者		
同和地区	調査地点 出身者	189 $\langle 75.0 \rangle$ $\langle 82.4 \rangle$	42 $\langle 16.8 \rangle$ $\langle 89.5 \rangle$	21 $\langle 8.4 \rangle$ $\langle 42.8 \rangle$	252 $\langle 100 \rangle$ $\langle 81.5 \rangle$
	その他の者	18 $\langle 85.6 \rangle$ $\langle 8.3 \rangle$	3 $\langle 14.4 \rangle$ $\langle 6.4 \rangle$	0 $\langle 0 \rangle$ $\langle 0 \rangle$	21 $\langle 100 \rangle$ $\langle 6.8 \rangle$
同和地区外出身者		11 $\langle 30.5 \rangle$ $\langle 5.0 \rangle$	2 $\langle 5.6 \rangle$ $\langle 4.2 \rangle$	23 $\langle 64.0 \rangle$ $\langle 52.2 \rangle$	36 $\langle 100 \rangle$ $\langle 12.7 \rangle$
計		218 $\langle 70.5 \rangle$ $\langle 100 \rangle$	47 $\langle 15.2 \rangle$ $\langle 100 \rangle$	44 $\langle 14.3 \rangle$ $\langle 100 \rangle$	309 $\langle 100 \rangle$ $\langle 100 \rangle$

82.4%を占め、配偶者は75%を占めている。また世帯主が同和地区出身者で配偶者が同和地区外出身者である例は全体の8.4%。逆に配偶者が同和地区出身者で世帯主が同和地区外出身者である例は、全体の5%である。すなわち世帯主が同和地区以外の地区から流入する程度は約5%であるのに対し、配偶者の場合には1割近くも、一般地区からの流入がみられる。この事は先の場合(すなわち配偶者に地区内出身者が比較的少いということ)と関連して、主として自由婚による、地区外の女性が同和地区においては男性に比べて多いという特徴を物語っている。

以上の傾向を通じても明らかなように、通婚圏は地区内相互婚を中心に、同和地区出身者相互の婚姻関係が8割以上も占めており、その範囲の極少性がうかがえる。通婚については、ことに地区の内外を問わず、差別事象のもっとも顕著に示される事実であり、地域の封鎖性、あるいは、地区人口の非流動性は、彼らの通婚関係に於ける障害と密接な関連をえていることは事実である。

自由婚を通じて比較的若い世代のしかも階級的にも、多少とも雇用労働者としての安定した地位にある階層に、多少とも通婚に於ける解放化がみられるが、極めて稀なケースであると、現段階では言えよう。

しかも限られた事件（多くは一時的な地区外流出が可能であるケース）のもとにのみとどまっているということが個々のケースより明らかにされた点である。

(5) 総括

現在、都市部に於ける家族構成をみると、家族々人というのが普通であり、しかもそれ以下の家族構成も比較的多くみられる様になった。しかし同和地区に於いては5人以上の家族構成を有するのが8割近くもある点に留意せねばならない。しかも部落における住居、特に部屋数は決して、都市部の平均部屋数に比して多いとは言えない。このような点が子女の教育、その他の環境に結びついている面も注意すべきである。また大家族の構成員のうち分けける者はすべて、其数

ぎをしないと生活が楽でないという現実的側面が、都市部に比較的多くみられる。核心家族を作りにくい点がある事にも留意すべきである。また大家族の内容面に目をむけると、拡大複合家族が他に比して、比較的多いのである。近代社会に於いて、このような家族形態が決して好ましい物ではない事を、種々の事象が示している。

次に婚姻関係に目をむける時、見合婚が多いという事に注目すべきである。先のデータによると見合婚が8割近く占めているが、それでも彼らの父母、祖父母の代より見合婚の比率は下がっているのである。

しかし単に結婚形態だけから論じて、自由婚の増すことを手ばなしで、よろこんでばかりはいられません。結婚後において、幾ケースかみられる。悲劇には、自由婚である場合が多いからです。

さて最後に通婚圏にふれると、何と云っても同和地区出身者相互が通婚する場合が多いということです。

このことは、同和地区に於ける通婚には、見合婚が多いという事と、表裏一体をなしている点に留意すべきである。

5 産業および職業

吉野町の世帯主の職業は、農林業/87人(52.5%)雇用労働者67人(18.8%)と2つが大きな割合をしめている。そして、となりの高丘町の職業分布も農業が50%以上をしめている。このように吉野町もそのまわりの地域も農村地帯といえることができる。吉野地区も農村部落といえることができる、そこでまず吉野地区の農業状況を見てみよう。

(1) 農業状況

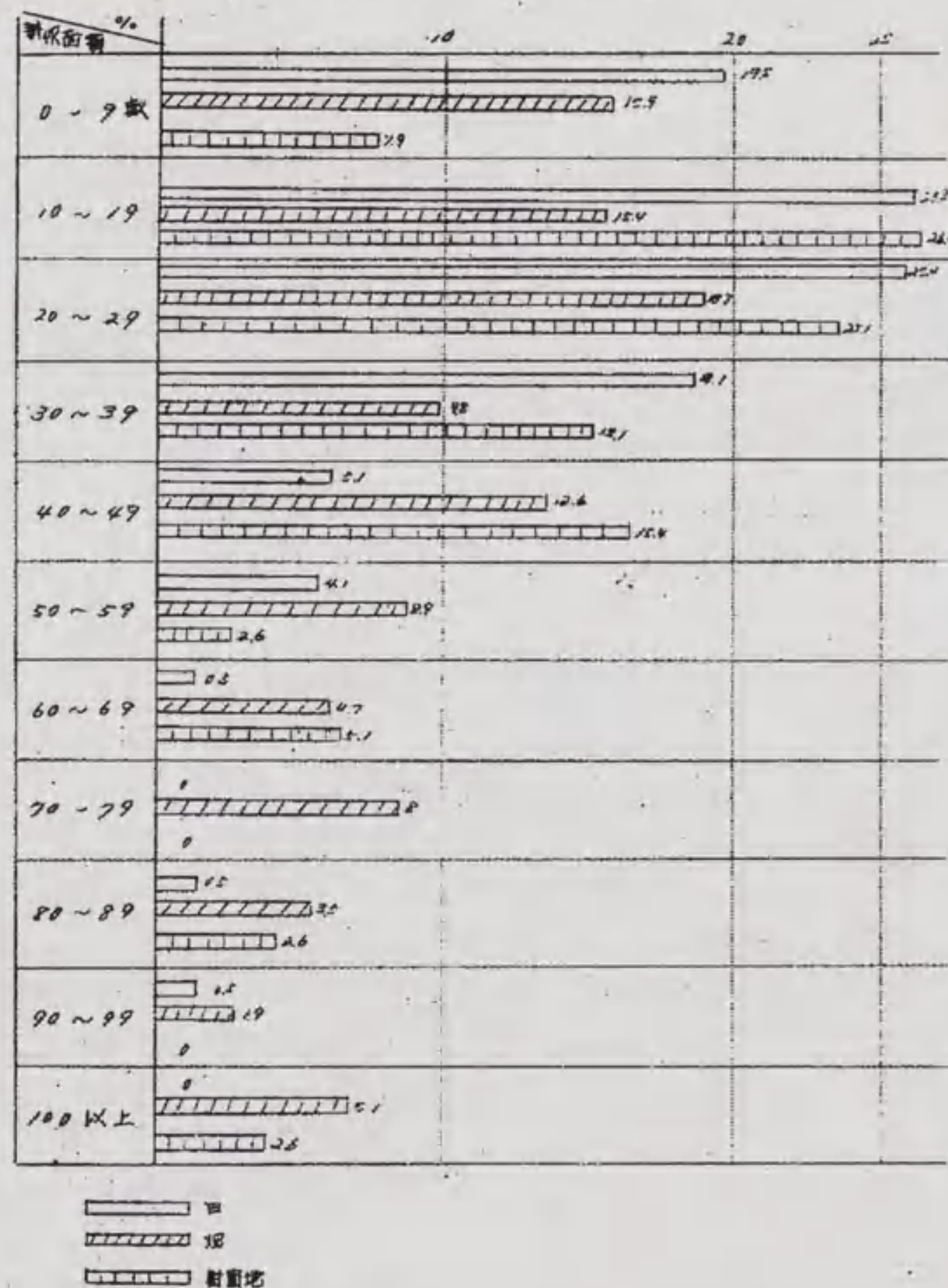
上にみたように農業を主とした家が187戸で、世帯主が副業をしている家が約72戸あるが、専業農家は約115戸である。ここでは田は、ほとんど自作地であるが、耕作面積が3反以下の農家は71.2%であり、畑もほとんど3反以下である。また静岡県であるので樹園地(主として茶園)があり、樹園地は、田とくらべて耕作面積がすこしは広くなっており、3反以下は55%ぐらいである。上のように見てみると、だいたい吉野地区においては3反

以下の農家が圧倒的に多い。また主な農作物では、田では米、畑は麦と野菜、樹園地では、みかん、茶が主な生産物であった。麦野菜は自家用として、ほとんど使用されてしまうが、また野菜やみかん、茶は農村の換金産物としてこの地区内では生産されている。またこの地区においてこのような純粋な農作物のほかには家畜をかつている農家が多い。すなわち、主として豚とにわとりである。豚は99戸の家が飼育しているが、3頭以内と5~10頭のあいだが一番多く、また、にわとりの飼育がさかんで76戸の家がかつており、50羽以上を飼育している。農家は13戸もあつて、豚やにわとりが農家の大きな収入源になっている。しかしながら吉野地区においてはほとんど農作物に依存している。

iii 経営規模

農業の経営規模は前にも述べたとおりあまり大きくない。すなわち図 16 でわかるようにほとんど5反以下の農家とみなしてもよいのではないか。また前

新地面積 図 16



にも述べたように米を主体としている農家であるが図(6)でわかるように田は9畝以下が19.5%、1~2反までが26.3%、2~3反までが25.4%、3~4反までが18.1%でそれ以上の田を持っている農家は非常にすくなく、また、畑は9畝以下が15.9%、1~2反までが15.4%、2~3反が18.7%、3~4反が14.1%、4~5反が15.4%であり、それ以上はほとんどないというさわめて少しの耕地しか所有していない。また、このほかに草地を持つ家が7戸、山林を持つ家が4戸あるだけであり草地にしろ山林にしろ5反以下であり経営規模は、日本の農家の農地経営面積は1町前後といわれており、農家の一番経営しやすいといわれているのは5反前後である。なぜなら、兼業化をすすめることにより現金収入を得ることができるからである。しかしながらこの地区の雇用労働者は、いまのところ続けていくより他はないという訴が半分ぐらいたっており、それより悪いと考えられる兼業状況はやは

り経済面における部落差別を感じさせる。

このようなせまい耕作面積にくらべて、農耕機械は、自家用動力耕うん機73台、農協から貸借しているのが5台と耕うん機は農家の半分近く入っている、これは農家の一般的風潮として経営面積を考えずに動力機を入れているのではないかとまた、動力脱穀機は40台(3) 初搗機12台(1) 動力噴霧機(動力散粉機)37台(6) 原動機41台(2)と農業機械の利用度が高い。(カ 共用の農業機械)上にみたように小さな経営面積しかもたない農業においては農業機械の導入して共有化を行ひ農業経営の近代化を行つていこうとする農家が吉野町にも非常に少ないし、また機械導入による経営の近代化という問題よりさきにくる要素が日本には強いのではないか。

また最近の農業の経営で問題になっている米麦にあまりたよらずに換金作物や家畜の飼育することであるが、吉野地区をふくんだ農村地帯においては、

茶285,000kg 甘しよ200,000kg. はれいしよ240,000kgだいこん200,000kgとなっており、この地区では茶、はれいしよが大きな換金作物となっている。しかしながら、前にも述べたように吉野地区はまだ米麦中心の経営が行なわれおり田においてはもちろん米が中心であり、畑でも50%以上が米麦が中心となっている。また家畜数も乳用牛9頭、役肉用牛24頭、豚99戸（内わけは1頭50戸2頭23戸、3頭9戸、4頭3戸、5頭5戸6~10頭6戸11~20頭1戸、21~50頭2戸）めん羊が8頭、山羊26頭、にわとり76戸（内わけ3羽2戸、4羽5戸、5羽18戸、6~10羽18戸、11~20羽11戸、21~50羽7戸、51羽以上15戸）となっており豚とにわとりが主となっている、豚が肉用としてにわとりが卵用に飼育されている。

農協組合は昭和38年に才15回通常総会がひらかれたのであるが、農協の綱領は

1. われらはわれらの組合を守り、組合によってと

もに地位の向上をはかう。

2. われらは組合によって経営と生活合理化し、その効率を高めよう。
3. われらは信義と反愛をもつて組合と手をたずさえ、ますます組合組織を強化しよう。
5. われらは組合運動を通じ同志とともに平和な社会を打ち建てよう。

と5つの項目からなっており、組合員割100円、料作反別割10アールにつき30円として、これを資金源として指導事業、信用事業、販売事業、購買事業（飼料、肥料の計画的予約購買を強力に推進する）加工事業（製茶製造精製の委託加工事業を行う）共済事業（長期資金の蓄積と不測の災害に備えるため本事業の普及を計ると共に既契約の保全に努める。と本年度計画書には書かれているが、吉野地区には92人が農協にくわわっており、農業を営んでいる人の約半数の80人ぐらいの人が農協に加入していないのは、結局のところ、農業規模による制約によって

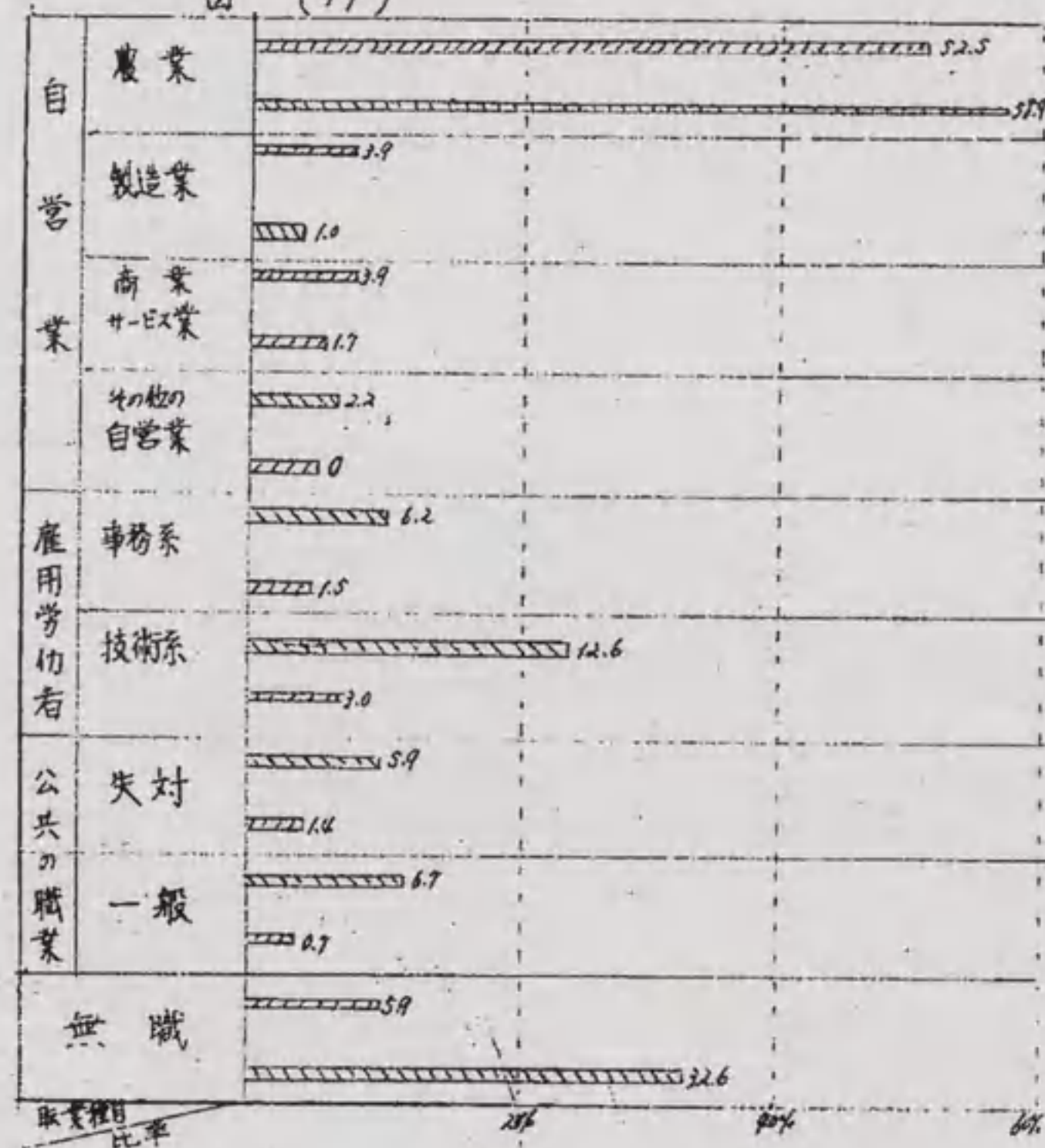
兼業にウエイトがかかってしまった結果か、または
農協それ自体がこの地区においては、あまり大きな
役割をはたしていないのではないかと思う。この
二つの原因がからみあって農業機械の導入のさいに、
小さな耕地しか持っていない農家が農協による農機
具の借入が行なわれていないことを見てもよくわか
ると思う。

(iii) 職業状況

吉野地区においては、1家族の中で就労員数は1人が
233家族、2人が156家族、3人が62家族、
4人が17家族、5人が9家族となっている。この
中で2人以上で働いている家は、ほとんどが農業に
従事している家でありそこでは、1人で従事してい
る家庭が77軒2人以上が177家族あるように農
業においては家族労働が目だっている、また1人で
従事している家は、主として雇用労働者が約半数を
しめ121家族である。ここではやはり、一般的風
潮があらわれており、農業においては家族労働が主

体となり、雇用労働者の家庭においては、一家の家
計がほとんど一人の人の背にかかっているといつて
もよいのではないか。では、家庭の中心である世帯
主 配偶者の職業は次のようである。

図 (17)



公共の職業の中の一般は主として公務員とで構成されている。

この地区においては製造業は非常にハケ業が多く、また技術系雇用労務者の中には単純労働者に近い人々や民同日雇（土方など）や筋肉労働に従事している労務者が多い。また家族員の就労状況は農業や事務系労働者や、技術系雇用労働者が多くなって、

兼業状況は表(45)でわかるように農業をいとなみながら、自分の家で仕事をしているか、または工場などにやとわれながら自営業（主として農業）に従事している人が多い。

ここで農業に従事している人が「将来とも続ける」という人とまた「いまのところ続けるよりほかはない」という答が半々ぐういで、この部落においても農業に対する不満が高まっている。しかしながら雇用労働者のうちで、事務系労働者、技術系労働者をとわず「将来とも続ける」また「いまのところ続けるより他はない」という答がだされたことも注目

(表) 18

	主業 副業	自 営 業	雇 用 労 働 者	単 純 労 働 者	無 職	合 計
	世帯主	28(54)	22(42)	2(18.5)	0	52(100)
配 偶 者	雇用	7(70)	1(10)	1(10)	1(10)	10(100)
	単純	15(100)	0	0	0	15(100)
	自営	3(75)	0	1(25)	0	4(100)
そ の 他 の 家 族 員	雇用	1(100)	0	0	0	1(100)
	単純	2(100)	0	0	0	2(100)
	自営	6(60)	2(20)	1(10)	1(10)	10(100)
	雇用	0	0	0	0	0
	単純	1(100)	0	0	0	1(100)

される。また図(19)では事務系労働者、技術系労働者が多いように考えられるが、現在無職の人の退職理由の中で低賃金による退職が32.3%、被害疾病による退職が14.5%と退職理由の大きな2つで

ある。そして、停年による退職がこの地区には、人もいないということは雇用労働者の条件があまりよくないことを示している。またこの地区において農業に従事しながら単純労働者として副業を行っているのは、この単純労働者がほとんど失業対策事業に吸収されている。そして世帯主と配偶者との間での副業を行っている人数が非常に違うことは、前にも述べたように農地がせまいので、農業だけではなく兼業を行い、農業は主婦にまかせる場合も多い。

従業員所在地は表(20)でもわかるように世帯主や長男長女、それ以下の子供もとわずに県外は非常に少い。しかしながら同県内の地区内への就職が非常に多く、従業員所在地の95%近くが同和地区に就職している。

雇用関係においては一般には部落の人は、ほとんど臨時雇いが多いといわれているが、この地区においては世帯主で28.2%長男は2.6%長女は5.4%と非常に少い。しかしながらこれは同和地区内での

(表) 20

(V) 雇用状況 (表) 19

状 況 家 庭 員		従 業 員 所 在 地			雇 用 関 係			従 業 先 規 模					事 業 所 種 類					就 職 の 方 法					
		地 区 外	地 区 内		合 計	常 雇	臨 時	合 計	4 人 以 内	20 人 以 内	50 人 以 内	51 人 以 上	合 計	個 人	官 法 人	任 意	官 公 庁	合 計	試 験	緑 故	職 安	其 他	合 計
			県内	県外																			
世 帯 主		9 (7.7)	108 (92.3)	0	117 (100)	87 (74.8)	34 (28.2)	121 (100)	14 (11.7)	46 (38.3)	8 (6.6)	52 (43.4)	120 (100)	39 (32.5)	45 (37.9)	6 (5.3)	23 (20.4)	113 (100)	40 (35.4)	42 (35)	30 (25)	7 (6.7)	120 (100)
長 男		2 (6.2)	32 (93.8)	0	34 (100)	33 (97.4)	1 (2.6)	34 (100)	4 (11.7)	11 (32.4)	4 (11.7)	15 (44.1)	34 (100)	12 (37.4)	15 (47)	2 (6.2)	3 (9.4)	32 (100)	17 (53.1)	6 (18.7)	6 (24.9)	1 (3.1)	32 (100)
長 女		1 (5)	18 (90)	1 (5)	20 (100)	18 (94.6)	1 (5.4)	19 (100)	1 (5.2.6)	3 (15.9)	4 (21)	11 (59.8)	19 (100)	3 (17.7)	13 (76.4)	0	1 (5.9)	17 (100)	11 (55)	4 (20)	4 (20)	1 (5)	20 (100)
次男 次女 以下	男	3 (4.4)	67 (95.6)	0	70 (100)	64 (89)	8 (11)	72 (100)	10 (14)	17 (24.6)	10 (14)	32 (48.4)	69 (100)	24 (35.9)	41 (61.3)	0	2 (29.9)	67 (100)	36 (53.7)	20 (30)	8 (11.9)	3 (4.5)	67 (100)
	女	0 (100)	45 (100)	0 (100)	45 (100)	44 (95.6)	2 (4.4)	46 (100)	4 (9.5)	11 (26.2)	6 (14.3)	25 (59.4)	42 (100)	12 (32.4)	27 (73)	1 (2.7)	4 (10.8)	37 (100)	30 (65.2)	6 (13)	9 (19.5)	1 (2.3)	46 (100)

常雇という形すなわち、この地帯は茶の生産地であり、この地帯の茶の生産者がそこに雇用されているものと思われる。

ここにおいて従業先の規模は20人以内の従業員と51人以上の従業員が併っている規模の雇用先が大部分をしめている。また事業所種類は世帯主が個人事業所に34.5%法人事業所に39.9%官公庁に20.4%となっているが、一般的にいつて、ここでは個人事業所が比較的多く、法人事業所が比較的少く、また官公庁が多い。

このように事業所の種類は分化している。就職の方法は試験で就職した人が全体の45.9%を示しており縁故、職安をたよって就職を行った例を加えたのと同じくらいである。この地区においては雇用関係、従業所先規模、事業所種類、就職の方法にしろ一般の部落のように臨時で、小企業で個人事業所で縁故であるというようなことはあまりなく、とくに長男、長女とかいう子供の代になると、このような

動向はあまりみられなくなっているが、しかしながらこのようにみえたとしても前に述べたように県内の地区内に就職しているという人が圧倒的に多く、また、個人事業所が比較的が多いというのもやはり部落問題の存在を感じさせる。

(v) 雇用回数

(表2/1) 世帯主の転職回数

	1	2	3	4	5	合計
実数	53	17	6	1	1	78
比率	67.9	21.8	7.7	1.3	1.3	100

この地区においては世帯主の転職回数はあまり多くなく、比較的安定した職業についているということ、雇用状況のところであまり臨時工などが多くなく、比較的本工が多いためにこのようなことがいえると思う。しかしながら転職の状況を見ると自営業(主として農業)からの転職者が全体の53.3%また雇用労務者が25.6%と多く、ついで単純労務

者が25.6%となっている。このことは転職回数は比較的少いがしかしながら、農民が農業をすてたとすれば、ほとんど雇用労務者になるよりほかはなく、また雇用労務者の転職の場合ほとんど単純労務者になるよりほかがなく、また雇用労務者の転職の場合ほとんど単純労務者にしかなる道はない。だから単純労務者の場合は比較的転職が少い。すなわち日本のように終身雇用の慣習がある国においては転職は下降をあらわすか、または、同じ階層内で同じような職業にしかつけないような状況になるのである。

(V1) 世帯主の主な前職と就労年数

(表22)

前職	5年以内	10年	15年	20年	25年	30年	35年	合計
自営業	14 (40)	11 (44)	8 (53.3)	6 (100)	3 (100)	3 (100)	3 (100)	48 (53.3)
雇用労働者	16 (45.7)	5 (20)	2 (13.3)	0	0	0	0	23 (25.6)
単純労働者	5 (14.3)	9 (36)	5 (33.3)	0	0	0	0	19 (21.1)
無職	2 (5.7)	0	0	0	0	0	0	2 (2.2)
合計	37 (100)	25 (100)	15 (100)	6 (100)	3 (100)	3 (100)	3 (100)	92 (100)

前職において5年以内において、その前職をやめたという人が自営業においては40%雇用労働者においては45.7%とまだあまり就労年数の経過していない若い人がやめている。そして、その後においては自営業(おもに農業)においては35年以内の人でも農業をやめているのは、農業そのものの体質改善と

外
3

いう社会的な風潮についていけない。つまり、それだけ大きな経営規模をもっていないために、いくら長く農業を行ってそれに愛着を感じていたとしてもはや動かしがたい事実となって小規模の農家にふりかかっているのである。またここで注目しなければならないのは雇用労働者や単純労働者が就労年数の短いうちにやめてしまうことである。単純労働者は若いうちしかできないような重労働であるのではないだろうか。このことはまず理解することができたとしても、雇用労働者が5年以内でやめている者の状況

退職理由 (表) 23

	非自主的退職		自主的退職						非該当	合計
	停年	失業	低賃金	傷病	復員	終戦	本人の希望	農地の売却		
実数	0	6	20	9	7	8	5	5	2	62
比率	0	9.2	32.3	14.5	11.3	12.9	8.1	8.1	3.1	100

退職の理由としてあげられる特徴は停年退職がなく、また低賃金による退職が22.3%であり、退職した人が、「労力がはげしい」という単純な理由だけではなさそうである。つまり前にも見たように事業所の所在地がほとんど同和地区であり、また個人事業所が多かったのも一因となっているのではないだろうか。また失業による退職が2.2%であるということも他の例が不可避的なものが多かっただけに（復員、終戦など）大きなウェイトをしめているのではないだろうか。

また現在世帯主で無職の人が状況は前職が農業、製造業、技術系労働者、失業対策事業となっている。

(vi) 職業意識

世帯主職業別にみた現職への職業態度 (表24)

		将来も 続ける	いまのよう 続けるより 他ない	早く やめたい	やめる	合計
自 営 業	農 業	66 (47.8)	62 (44.1)	10 (7.2)	0	138 (100)
	製 造 業	11 (5.5)	9 (4.5)	0	0	20 (100)
	商・サービス業	5 (22.8)	14 (63.5)	3 (13.9)	0	22 (100)
	その他の自営業	4 (100)	0	0	0	4 (100)
雇 用 労 働 者	事務系労働者	12 (50)	12 (50)	0	0	24 (100)
	技術系労働者	12 (38.8)	17 (54.9)	2 (6.5)	0	31 (100)
公 共 の 労 働 者	失 対	2 (8)	21 (84)	2 (8)	0	25 (100)
	一 般(公務員 教 員)	17 (51.4)	12 (36.4)	1 (3.0)	3 (9.1)	33 (100)
	そ の 他	4 (22.2)	12 (66.7)	2 (11.1)	0	18 (100)
	合 計	133 (42.6)	159 (50.8)	20 (6.4)	3 (1.0)	314 (100)

ここでは「いまのところ続けていくよりほかはない」と「早くやめたい」という答の人はほとんど同じことを意味していると考えていいのではないか。こゝろみでくると「将来とも続けていく」と答えたのが製造業11%と9%また一般では17%と12%でこの2つが現職に不満を持っていないでわとは現在の職業に対して不満を持っている人が多い。この地区で多くの人が就業している農業や雇用労働者にしても、前者は「満足」という答が47.8%に対して「不満」は51.3%であるし、また事務系労働者は50%づつ、また技術系労働者には38.8%に対して、61.3%となっており主となっている職業に対して不満を持っている

—◇ —◇ —◇ —◇ —◇ —◇ —◇

上のようになしてみると、この地区においては職業上の差別や経済上の差別はなくなっており、まったく普通と同じように外見上みえる。しかしながらすこし深く考察してみると、やはり経済的な面で

の特殊性また現職に対して不満をもっている、これはもうすこし深く考察していかなければ、すぐさま部落差別だとさめつけるわけにはいかないにしろ現状はやはり経済面において特殊な傾向があることはわかると思う。

Ⅶ 生活環境

同地区の全般的環境については、地区概説で述べてある通りである。ここでは具体的なことについて述べたい。

1) 住宅環境

表(25) 住宅の所有

	持家	借家	給与	公営	私営	合計
実数	312	0	0	2	3	317
比率	98.4	0	0	0.6	1.0	100

住宅の所有は表(25)のようで、98.4%というほとんどのものが家を持っている。公営住宅、私営住宅もわずかにある。これはこの地区が農業を主とするものが多く(52%程度)とも関連しているのではないかと思われる。またその住宅形態は表(2)のようにほとんど、98.2%が一戸建である。また、その大きさで、同

(表26) 住宅形態

	一戸建	岡借	その他	合計
実数	311	5	1	317
比率	98.2	1.6	0.2	100

居世帯員別の表3に示す通りである。4部屋が最も多く、そ

の52.6%と半数以上を示めている。そして次に多いのが2部屋というので19.1%である。これを同居世帯員数別に見ると、2人以上の世帯では、ほとんど4部屋というのが多い。次に多いのは、2~6人のときでは2部屋、7人以上では5部屋以上となっている。

(表27) 世帯員数別に見た部屋数

	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10人	合計	合計比率
1人	1	5	0	2	1	2	1	0	0	0	12	3.5%
2人	6	7	11	14	9	12	4	2	1	0	66	19.1
3人	0	5	7	7	6	5	2	1	1	0	34	9.9
4人	5	10	16	32	28	47	21	15	2	5	181	52.6
5人	0	0	2	4	3	4	5	1	1	3	23	6.7
6-10人	0	0	2	3	7	6	3	4	3	0	28	8.3
7人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12	27	38	62	54	76	40	23	8	8	344	100

また、同居世帯員数別にみた要数は表4のようで、21~30畳の41.4%を最高に、11~20畳の33.9%となつて

いる。これを世帯員数別にみると、1～3人では、11～20畳が、4人では少し21～30畳が多く、5人以上では21～30畳の方がかなり多くなっている。

(表28) 同居世帯員数別に見た畳数

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	合計 実数	計 比率
1-4.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5-10	4	6	0	3	3	3	1	0	1	0	21	6.0
11-20	3	16	18	23	17	23	12	5	1	0	118	33.9
21-30	4	7	15	27	23	29	20	13	3	3	144	41.4
31以上	0	2	8	6	10	18	7	5	4	5	65	18.7
合計	11	31	41	59	53	73	40	23	9	8	348	100

また、家の建坪については表5のようである。20～30坪が多く、49.6%と半数近くを占めていて、次が15～19坪の14.8%である。また、注意せねばならないのは5～9坪の家が実数で46(12.4%)もあることである。また、51坪以上というのは、1.1%と

外
15

(表29) 建坪

	1～ 1坪	5～ 9	10～ 14	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30 以上	合計
実数	0	46	30	55	184	52	4	371
比率	0	12.4	8.3	14.8	49.6	14.0	1.1	100

次に住宅構造では、普通木造が実数 355で 100%である。建築年数は表6のとおりである。35.5%が戦後のものであるが、しかし、大部分は戦前戦中に建てたものであるといえる。30年以上前の家(昭和10年以前に建てた家)は 46.1%もあり、木造家屋の耐久年限といわれる30年を、全家屋の半数近くが越えていることになると思う。さらにまた、明治年間、またはそれ以前に建てた家が実数で 40、11.2%もある。このことは注目値することと思う。すなわち、50年以上も昔に建てられた家に 11.2%もの人が今だに住んでいるということである。

表30 建築年数

	明治 年間 以前	大正	昭和 10年 以前	11 ~ 15	16 ~ 20	21 ~ 25	26 ~ 30	30年 以降	合 計
実 数	40	58	66	22	43	28	32	66	355
比 率	11.2	16.3	18.6	8.4	12.1	7.9	9.0	18.6	100

次に家賃、同代は表の通りである。家賃、同代のない14.3%以外すべて、200円以下の家賃、同代である。

(表31) 家賃 同代

家賃同代なし	5	14.3
2000円以内	30	85.7
合 計	35	100

(表32) 宅地の所有関係

所有地	304	88.4
借 地	40	11.6
合 計	344	100.0

宅地の所有関係は表32の通りで88.4%のものが宅地を所有している。宅地の広さは表33の通りである。100坪以上が最高で52.6%あり、50坪以上と合わせると78.6%になる。しかし、又0~29坪までのものも実数で11、比率で2.9%ある。また、宅地を借りているもので、

その地代は実数40のうち「地代なし」は37で92.5%であり500~1000円/人、1000~1500円/人、3000~4000円/人となっている。

表33 宅地の広さ

	0坪	1~4	5~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100坪以上	合 計
実 数	0	0	1	7	3	69	55	183	343
比 率	0	0	0	2.0	0.9	19.8	25.6	52.6	100

以上のように、この地区は宅地を所有していて、20~30坪の普通木造の、かなり古い戸建の持家に住み、その家には、4つの部屋があり、21~30畳の畳数があるものが比較的多いのではないと思われる。しかしまた自己の持家であつても、世帯員数に見合った部屋数、畳数のない家もかなり存在すると思われる。また家屋自体も相当古いものが多く存在する点には十分留意する必要がある。

(2) 住宅設備

つぎに住宅設備の状況について具体的に見てみよう。

14) 上水道、(井戸、水道)上水道の場合、実数340のうち水道は僅か実数で8軒で、2.3%である。ほとんどの家は井戸を使用している。また、水道は1~5軒で共用しているものが一軒ある。ほかは、専用である。また、井戸では専用が井戸を使用しているもののうちの87.6%存在する。すなわち水道、井戸とも専用が多いということである。これは表34を参照。

表34 水道井戸の設備状況

		あり	ありの場合		共用の場合		なし	合計
			専用	共用	1~5軒	5軒以上		
	実数	8	7	1	1	0	332	340
	比率	2.4	87.5	12.5	12.5			100
	実数	340	298	36	36			340
	比率	1000	87.6	12.4	12.4			100

四 排水設備

これは表 の通りである。340軒すべて専用である

が、不良なものが実数で234でその68.8%を占めている。これは十分注意せねばならない点であると思われる。また、その不良排水施設を1~5軒で5軒の家で共同していると言っている実も、また注意する必要があると思われる。

表34 排水施設

	あり		ありの場合		共用の場合		共用の場合		なし	合計
	良	不良	良	不良	良	不良	1~5軒	5軒以上		
実数	96	234	96	234		5		5	0	340
比率	100%		28.2	68.4		3.4		3.4		

(1) 台所

これは表を掲げるまでもなく、全家庭340すべて持っており、これは専用である。

(2) 便所

便所は340のうちの338軒(99.4%)が専用便所を持っていて、共用の家は2軒で、2軒とも1~5軒で

使用している。

表36 便所の設備状況

	あり	ありの場合		共用の場合		なし	合計
		専用	共用	1-5軒	5軒以上		
実数	340	338	2	2		0	340
比率	100	99.4	0.6	0.6		0	100

ホ 風呂

風呂についてこの表37の通りである。風呂を持っている家庭は333軒で97.9%の家が持っている。しかし住宅設備状況の中では他より、低くなっている。また専用はそのうち、328軒で98.2%である。

表37 風呂の設備状況

	あり	ありの場合		共用の場合		なし	合計
		専用	共用	1-5軒	5軒以上		
実数	333	328	7	7		7	340
比率	97.9	98.2	1.8	1.8		2.1	100

ヘ 光熱利用状況 (表38参照)

都市ガスの利用者は僅かで1.1%程である。そして、プロパンガスが12.8%とかなりの程度普及している。石油コンロは、それほど多くの家庭にはなし、17.2%程である。電熱器もあまり利用されていないようである。そして圧倒的に多いのが薪炭を使用しているものである。すなわち86.5%である。このことと家屋の老朽化と考え合わせて、大変危険なことではないかと思われる。しかしまた、薪炭ばかりではなくプロパンガス、石油コンロもかなり普及しているのは、都市郊外の同和地区として特徴的なことではないかと思われる。また、都市ガスを実数335のうちわずか4ではあるが、利用しているのも注目に値する。勿論薪炭利用者が、ずっと多いことには注意せねばならないと思われるけれど。

ロ 電灯設備状況 (表39参照)

コンセントを含めて、5灯が最高で30%である。また、2灯、4灯、7灯が10%を越えている。そして

内

17

1-2灯が19.4%、1-3灯が21.5%、1-4灯が36.5%、1-5灯が45.5%である。すなわち5灯以下が65.5%の大きに登っている。このことに十分注意する必要がある。

表38 光熱利用状況

		都市 ガス	プロパン ガス	石油 コンロ	電熱	薪炭
利用	実数	4	211	90	47	290
	比率	1.1	62.8	27.2	14	86.5
非利用	実数	331	124	245	288	45
	比率	98.9	37.2	72.8	86	13.5

表39 電灯設備状況

合計335

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11灯 以上	なし	合計
実数	17	44	6	47	94	22	44	17	14	12	7	0	314
比率	5.4	14.0	2.1	15.0	30.0	7.0	14.0	5.4	4.5	3.8	2.2	0	100

以上が住宅設備状況である。この中で特徴的なことは、上水道、排水、便所、風呂、光熱利用、電灯とかなり普及していると思われるが、上水道としては

井戸の使用がほとんどであり、排水設備の不良なものが68.8%もあり、また便所を専用せず、共用しているものが僅かではあるが、存在しており、また光熱としては、薪炭が使用されており、電灯は十分とはいえないと思われる程度である。すなわち、かなり整ってはいるがまだ、十分とは言えない状況ではないかと思われる。また、排水施設の不良なものは早急になおす必要があると思われる。

VII 生活水準

ここでは世帯収入状況と支出状況、収入形態、エンゲル係数、耐久消費財所有状況、新聞雑誌の購読状況、ラジオ、テレビの有無、保健福祉活動状況等々から浜松市吉野地区内の生活水準を概観してみたい。

1) 世帯員数別にみた世帯収入

世帯員数は1世帯1名という最低より10名以上に上る大家族に至るまで様々であるが、一番多いのは世帯員数6名の世帯で調査実数345件の中75件21.7%である。毎月収入高を見ると10,000円未満が14件、4.1%を占め、50,000円以上が29件、8.4%であるが最も多いのは、25,000円未満で71件、20.5%である。それ故表の上でのピークは6名の世帯で収入高25,000円未満ということになる。1世帯25,000円未満の月収入はたいして低く若いようにも思われるが、1世帯6名という世帯員数を考え合せれば、1人あたりの月収入は一般あるいは他の地区に比べてもはるかに低く生活は非常に苦しいことがわかる。当地区は兼業農家が多く全体の

VIII-1の1 世帯員数別にみた世帯収入 (表)40

世帯員数 世帯収入	4,999円 以下	7,499	9,999	14,999	19,999
1	3 <27.3> (7.5)	3 <27.3> (100)	1 <7.1> (14.3)	2 <10.2> (5.1)	2 <18.2> (3.1)
2	1 <3.5> (2.5)		4 <17.7> (57.1)	9 <31.0> (23.1)	5 <17.2> (7.7)
3			2 <5.1> (22.5)	7 <18.0> (17.9)	12 <30.8> (18.5)
4				11 <19.3> (28.2)	11 <19.3> (16.9)
5				4 <6.9> (10.3)	11 <19.0> (16.9)
6				2 <5.1> (5.1)	14 <18.7> (21.5)
7				2 <8.7> (5.1)	3 <7.7> (4.6)
8				2 <8.7> (5.1)	6 <26.1> (9.2)
9					1 <11.1> (1.4)
10人以上					
合 計	4 <1.2> (100.0)	3 <0.9> (100.0)	7 <2.0> (100.0)	39 <11.3> (100.0)	65 <18.7> (100.0)

24,999	29,999	29,999	49,999	50,000以上	合計
					11 (100.0) (3.2)
3 (10.3) (4.2)	6 (20.7) (13.0)	1 (3.5) (1.8)			29 (100.0) (8.4)
7 (18.6) (9.9)	9 (23.1) (18.6)	1 (2.6) (1.8)	1 (2.6) (2.8)		39 (100.0) (11.3)
16 (28.1) (22.5)	4 (7.0) (8.7)	10 (17.5) (17.9)	3 (5.3) (7.5)	2 (3.5) (6.9)	57 (100.0) (16.5)
14 (24.1) (19.8)	8 (13.8) (17.3)	13 (22.4) (23.2)	6 (10.3) (23.0)	2 (3.5) (6.9)	58 (100.0) (16.8)
19 (25.3) (26.8)	9 (12.7) (19.6)	12 (16.7) (21.4)	11 (12.7) (42.1)	8 (10.7) (27.6)	76 (100.0) (21.7)
9 (23.1) (10.9)	4 (10.3) (8.7)	12 (33.3) (23.2)	3 (2.7) (11.5)	6 (15.4) (20.7)	39 (100.0) (21.7)
3 (13.0) (4.2)	6 (26.1) (13.0)	3 (13.0) (5.4)	1 (4.4) (3.8)	2 (8.7) (6.9)	23 (100.0) (6.7)
		1 (11.1) (1.8)	1 (11.9) (3.8)	6 (55.6) (20.7)	9 (100.0) (2.6)
		2 (40) (26)		3 (80) (10.3)	5 (100.0) (1.4)
71 (20.5) (100.0)	46 (13.3) (100.0)	56 (16.2) (100.0)	26 (7.5) (100.0)	29 (8.4) (100.0)	345 (100.0) (100.0)

約半数近くを占める。農業をやるかたわら、技術職業などの勤労収入を得るのによって強少数ではあるが、子供が成長し働き手の増した世帯では確かに世帯員数につり合った収入額を得ている所もある。

しかし、大部分は世帯員数の割には、世帯収入は非常に低い数字が出されている。右表に世帯員数別にその数のピークを追ってみると、1名の世帯は、5,000円未満と7,500円未満2名では、15,000円未満3名では20,000円未満4名5名6名では25,000円未満7名では20,000円未満と30,000円未満9名、10名以上では50,000円以上となっている。世帯員数が増しても収入額は必ずしもふえてはいない。むしろ世帯員数8名の所をみればわかる如く、量にピークは落ちている。8名の世帯で2,000円未満の収入では生活の苦しさは想像に堪えにくい。又驚くことにはそれ以下の生活をしている世帯が表の上では2世帯あるということである。

次に、収入高別にその数のピークを追ってみる。月収

5000円未満は世帯員数1名の世帯、2500円未満も1名の世帯、10000円未満は2名の世帯、15000円未満は4名の世帯、20000円未満は25000円未満はいずれも2名の世帯、30000円未満はニヶ所あり3名の世帯と6名の世帯、40000円未満は5名の世帯と7名の世帯、50000円未満と50000円以上は、いずれも6名の世帯と右っている。毎月収入が2000円未満から5000円以上まで、それぞれ各ピークがほぼ6名の世帯であるということは、当座においては世帯員数6名の世帯が最も多いというところから出て来たものであると思われるが、毎月20000円未満の収入の世帯と50000円以上の収入の世帯では、かなりの相異があると思う。貧しい収入の中でも、なおその貧しさに段階があり、いかに厳しい生活がうかがわれよう。

11) 世帯員数別にみた世帯 表41

世帯収入 世帯員数	4999円以下	7499	9,999	14,999	19,999
1	3 <27.3> (25)	3 <27.3> (25)	1 <9.1> (14.3)	3 <27.3> (6.3)	1 <9.1> (12)
2	1 <34> (25)	1 <34> (25)	4 <138> (57)	2 <27.6> (16.6)	8 <27.6> (9.7)
3			2 <51> (28)	11 <28.1> (23)	10 <28.6> (12)
4				12 <21.1> (25.5)	13 <22.8> (18.7)
5				6 <10.3> (12.5)	14 <24.1> (16.9)
6				5 <6.7> (10.4)	19 <25.4> (21.8)
7				3 <7.7> (6.2)	5 <12.3> (6)
8					2 <8.7> (3.1)
9					
10					
10人以上					
合 計	4 <11> (100)	4 <11> (100)	7 <20> (100)	48 <13.9> (100.0)	83 <23.9> (150)

24,999	29,999	39,999	49,999	50,000 以上	合 計
					11 < 100 > (32.1)
3 < 10.3 > (4)	3 < 10.3 > (8.6)	1 < 3.4 > (1.5)			29 < 100 > (8.4)
9 < 23.0 > (12)	3 < 7.7 > (8.6)	3 < 7.7 > (4.5)			39 < 100 > (11.3)
19 < 24.5 > (35.4)	8 < 14 > (22.8)	4 < 7 > (6)	1 < 1.8 > (6.7)		57 < 100.0 > (16.4)
13 < 22.5 > (16)	8 < 13.8 > (22.8)	14 < 24.1 > (21.8)	2 < 3.5 > (13.3)	1 < 1.3 > (5.3)	58 < 100 > (16.7)
15 < 20 > (20)	5 < 6.7 > (14.3)	21 < 28.1 > (31)	6 < 8.2 > (4.0)	3 < 4.1 > (15.8)	25 < 100.0 > (21.6)
7 < 18.0 > (9.3)	5 < 12.8 > (14.3)	14 < 36 > (20.9)	2 < 5.1 > (13.3)	3 < 2.7 > (15.8)	39 < 100 > (11.2)
6 < 26 > (8.0)	3 < 13.0 > (8.6)	6 < 26 > (9)	3 < 13.0 > (20)	2 < 8.7 > (10.5)	21 < 100.0 > (6.1)
2 < 27.2 > (2.7)		1 < 11.1 > (1.5)	1 < 11.1 > (6.7)	5 < 55.5 > (26.3)	9 < 100 > (26)
1 < 20 > (1.3)		1 < 20 > (1.5)	1 < 20 > (6.7)	3 < 60 > (36.3)	5 < 100 > (14.2)
		1 < 50 > (1.5)		1 < 58 > (5.2)	2 < 100 > (0.6)
25 < 21.6 > (100)	35 < 10.1 > (100)	67 < 19.6 > (100)	35 < 4.3 > (100)	19 < 5.5 > (100)	347 < 100 > (100)

当地区では毎月 10,000円未満の世帯が 15世帯 2.2 % 50,000円以上が 19世帯 5.5 % となっている。最も多いのは 20,000円未満で 83世帯 23.9 % である。

世帯員数別にその数のピークを追ってみると 2名では 15,000円未満、3名では 15,000円未満、4名では 25,000円未満、5名では 20,000円未満と 40,000円未満、と 7名では 40,000円未満、8名では 25,000円未満と 40,000円未満、9名と 10名以上は 50,000円以上となっている。世帯員数には、かわりなく、

20,000円未満 25,000円未満 40,000円未満の支出が多い数を示めている。

支出額別に、その数のピークを見てみると 10,000円未満が 2名の世帯、15,000円未満が 4名の世帯、20,000円未満 6名の世帯、25,000円未満が 4名の世帯、30,000円未満が 4名と 5名の世帯、40,000円未満が 5名と 6名の世帯、50,000円未満が 6名の世帯、50,000円以上が 9名の世帯となっている。

支出額別に、その数のピークを見てみると 10,000円

未満が4名の世帯、20,000円未満6名の世帯、25,000円未満が4名の世帯、30,000円未満が4名と5名の世帯、40,000円未満が5名と6名の世帯、50,000円未満が6名の世帯、50,000円以上が9名の世帯となっている。

これも、世帯員数が増しても支出額が増すということはなく、かなりの生活差のあることが想像出来る。系全体を見て、右上に位置する系はだいたい生活の豊かな世帯、又は一般水準の世帯であるが、右下、左中ほどより下にかけての表は非常に生活苦な状況にある。当地区では、この表より相当数の世帯がこの部類に入っていることが理解出来るであろう。

iii) エンゲル係数(食費の支出に対する割合) 表 42

収入 %	4999円 未 満	~ 7,499	~ 9,999	~ 14,999	~ 19,999
30					
40				2 (4)	5 (7.8)
50	1 (33.3)			5 (9.3)	9 (14)
55				3 (5.9)	11 (18.2)
60				7 (13.8)	8 (12.4)
65			3 (30)	10 (70)	8 (12.4)
70		3 (50)	1 (16.6)	9 (17.7)	12 (17.8)
75	1 (33.3)		1 (16.6)	3 (5.9)	2 (3.1)
80		3 (50)		10 (20)	10 (15.7)
85				1 (2)	3 (4.7)
86 以上	1 (33.3)		1 (16.6)	1 (2)	3 (4.7)
合 計	3 (100)	6 (100)	6 (100)	51 (100)	64 (100)

~24,999	25,000~29,999	30,000~39,999	40,000~49,999	50,000円以上	合 計
	1 (2.5)	4 (6.9)		1 (5.5)	6 (1.8)
5 (6.6)	6 (15.4)	7 (12.1)		3 (16.5)	28 (8.5)
15 (20)	1 (2.5)	10 (17.3)	4 (36.4)	1 (5.5)	45 (13.5)
1 (1.3)	3 (7.7)	2 (3.4)	1 (9.1)	3 (16.5)	17 (5.2)
11 (14.7)	12 (30.8)	8 (17.3)		5 (22.5)	51 (15.4)
3 (4)	2 (5.0)	4 (3.6)	2 (18.2)		32 (9.7)
13 (17.2)	3 (7.7)	14 (26)		3 (16.5)	58 (17.5)
15 (20)	1 (2.5)	4 (3.6)	4 (36.4)		35 (2.6)
6 (8)	10 (25.6)	1 (1.7)			42 (12.7)
2 (2.7)		2 (3.4)		2 (11.1)	8 (2.4)
4 (5.3)		2 (3.4)			12 (3.6)
75 (100)	39 (100)	58 (100)	11 (100)	18 (100)	331 (100)

まず合計からみて驚くのは最も多いのがエンゲル係数70で、全体の17.5%を占めていることである。30以下は、わずかに実数331のうち6で、全体の1.8%にすぎず、70以上は実数151でなんと45.8%を占め、そのうち、85以上が実数20.6%をも占めるのである。

支出額順に、その数のピークをみるとそのほとんどが、上下に一つづつ二ヶ所のピークをもっている。

これは、同じ支出額の世帯でも世帯員数の関係などから相当に生活差のあることを示している。又上のピークは50又は60であるが下のピークは70 75 80であることは、非常に生活苦の世帯が多数存在することを意味している。

Ⅳ 収入形態 表43

事項	単一収入 形態	複合収入形態				合計
		主として 勤労収入	主として 事業収入	主として 財産収入	その他	
世帯数	161 (45.6)	64 (18.3)	124 (35.0)	0	4 (1.6)	353 (100)
勤労収入	68 (39)	0	106 (60.6)			174 (100)
事業収入	94 (65)	50 (35)				144 (100)
財産収入			3 (1.00)			3 (1.00)
厚生年金						
恩給		3 (7.5)	1 (2.5)			4 (1.00)
失業保険金						
傷病手当金						
福祉年金		9 (29)	20 (64.5)		2 (6.5)	31 (100)
扶養仕送り						
生活保護	5 (31.3)	8 (50)	2 (12.5)	0	1 (6.3)	16 (100)
その他						

収入形態は収入源が一つである単一収入形態と収入源が当地では単一収入形態の世帯よりも複合収入形態の世

帯の方が多く実数192で全体の54.4%。単一収入形態は勤労収入と事業収入とが主であるがわずかに生活保護だけで、生計を立てている世帯もある。勤労収入とは一般事務、技術職業、その他であり、事業収入とは農業、製造業、商業その他である。複合収入形態では主として事業収入とその他に勤労収入を併せているものが多く、次に主として勤労収入とその他に事業収入を併せているというものであり、次は事業収入と福祉年金、勤労収入と福祉年金、勤労収入と生活保護と続いている当地区では勤労収入、又は事業収入と事業収入が続いていて、複合収入形態が圧倒的に多いことがわかる。

Ⅴ 耐久消費財の所有状況

自転車はほとんどの家庭で所有しており、ミシンも半数以上の家庭にある。だが電気洗濯機、冷蔵庫、扇風機、自動炊飯器などの電器器具を所有する世帯は少なく暖房器具の所有も少ない。半車を所有する世帯の数が目立って

表 44

品 目	モ リ	タ レ	計
電気洗濯機	84 (24.7)	256 (75.3)	340 (100)
冷蔵庫	16 (4.5)	324 (95.5)	340 (100)
扇 風 機	55 (15.5)	287 (84.5)	340 (100)
自動炊飯器	100 (29.4)	240 (70.6)	340 (100)
自 転 車	277 (81.5)	63 (18.5)	340 (100)
単 車	88 (25.2)	252 (74.1)	340 (100)
ミ シ ン	174 (51.1)	166 (48.9)	340 (100)
暖 房 器	75 (22)	265 (78)	340 (100)

とは当地区の主な収入形態が事業収入であることにも反映していると思われる。全体的に所有状況はあまり良くない。

Ⅵ 新聞、雑誌の購読状況と ラジオ、テレビの有無

新聞は、取っているか又は取っていないかのいずれかにわかれ時々買うは、極く少数であるのに対し、雑誌は時々買うが非常に多い。

新聞、雑誌購読状況 表 45

種 別	取 扱	購 読 数	比 率
新 聞	とってない	139	41
	時々買う	16	4.7
	とっている	183	54
	回答なし	2	0.6
	計	340	100
雑 誌	とってない	22	15.5
	時々買う	47	33.3
	とっている	68	48.3
	回答なし	4	2.8
	計	141	100

これは、最近とくに出版数の多くなった週刊誌を購入す

るものと思われる。

・ラジオ・テレビ有無 表46

事	項	実数	比率
ラ ジ オ	あ	197	58.0
	な	115	33.8
	回 答 な し	22	8.3
	計	340	100
テ レ ビ	あ	237	69.8
	な	94	27.6
	回 答 な し	9	2.6
	計	340	100

るものと思われる。

テレビはあるが

69.8%で地区内の約7割の家庭にテレビが入っている。ラジオのある58%に比べてテレビのこの高率はすでにラジオからテレビの時代へと移行されてい

教 育 状 況

(1) 学校教育の状況

この地区の学区は浜松市立吉野小学校及び浜松市立北星中学校である。在学児童数は地区内児童総数小学校男169人、女144人内地区児童数男157人女133人、中学校児童総数男697人、女612人内地区児童数男74人、女78人となっている。その児童をクラス別に見ると表のような状態である。

表47 人数とクラス全体の比率 (小学校)

	全 体	地区児童	%
1 の 1	28	25	89.2
1 の 2	28	28	100
2 年	45	41	91.1
3 年	45	39	86.7
4 の 1	28	27	96.4
4 の 2	30	28	93.3
5 の 1	30	29	96.7
5 の 2	30	30	100
6 年	49	43	87.8
計	313	290	92.7

① 小学校は吉野町地区内にあり徒歩で通学し、中学校は約2軒の処にあつて徒歩と自転車で半分程度通学している。小、中、学校とも児童に対する特別の教育はしていないが、学業成績と知能程度を見ると総合的には、上位のものが少くやや劣っているといえよう。

(1) 知能は平均程度といっているが、知能に比べて学業成績が低い点が現はれており部落の持つ経済の低さ、環境の悪さがその原因と言えるであろう。

表々々参照)

(2) 体位、体力、疾病その他を見ると小学校の場合体位は、市、県の平均と比べると身長、体位、胸囲、坐高ともに低い点が見られるが(胸囲だけやや平均に近く、農村型の体格)と考えられる。体力は市、県の平均から見てやや劣っているが、男子の懸垂力敏捷性だけがややよいと言われる。

疾病その他について下記の表に示すとやはり部落の子供としての非衛生的な面が見ることができる。

表々々

学年 成績 段階	1 年	2 年	3 年	全国標準
1	0	1人(2%)	1人(1.7%)	7%
2	12人(27.9%)	14人(27.5)	6人(10.3)	14%
3	23人(53.5)	21人(41.1)	27人(46.6)	58%
4	8人(18.6)	12人(23.5)	20人(34.5)	14%
5		3人(5.9)	4人(6.9)	7%
合 計	43人(100.0)	51人(100.0)	58人(100.0)	100.0%

表々々 年度始めの定期検査

年度 疾病	35	36	37	38
眼病 (結膜炎) トラホーマ	16.9%	21.8%	24.3%	22.5%
寄生虫	30.9%	25.0	20.6	25.2

以上の表の示すとおり依然として寄生虫やトラホーマの生徒がいることを示しておりこれらについての根本的の対策が必要であると思われる。

(3) 性向

地区の児童は全体的に見て明るく伸び伸びとしているが反面移り気が多く安易に走り易くねばりが見られない、従つて科学的計画性に乏しく又自主性が殆んど見られない。児童の明るさは部落意識がないために見られるものと思はれる。又言動について粗糲な点が地区外住民の意しき調査によつて指摘されている。

(4) 進路状況

中学校卒業者の進路状況を見るとヨク年度進学男6人15.4% 女4人10.2% 就労男11人28.2% 女17人43.6% であつて進学率の低さを現はしている。特に女子の進学率の低さは就労に半数以上がつくと言う現実があり経済からくる姿を現はしている。

(5) 次に各種補助を見ると。

(1) 生活保護による教育扶助受給者数

小 学 校 の 場 合

表50

項目 \ 年度	36	37	38
受給児童数	28人	28人	30人
全児童に対する%	8.7%	8.8%	9.6%

(2) 教科書 学用品補助

表51

項目 \ 年度	36	37	38
教科書費	11人	18人	36人
学用品費	11人	15人	4人

(3) 就学奨励金

表52

年 度	36	37	38
受給児童数	16人	13人	34人

(4) 修学旅行費 (6年児童対象)

表53

年 度	36	37	38
受給児童数	9人	5人	6人

(5) 給食費

給食未実施のためなし

(6) 医療費補助費

表 56

年 度	35	36	37
受給児童数	17人	30人	35人
総 額	8,100 ^円	18,120 ^円	17,850 ^円

以上のように年々補助の増加を見る点に注目したい。
この点所外にあつて人口の減少とともに、部落の経済
の貧困さが増加し、その結果が補助の適用となつて現われて
いるものと思はれ対策を考えねばならぬ問題を提起し
ている。

社会教育の状況

この地区の社会教育の状況は、婦人学級と青年学級と
の活動が主である。婦人会活動の一環として毎年学区内
の婦人の中から50～60人を目標にして希望者を募集
して実施している。

これには農協婦人部、地区婦人会等の協力を得、実施
の責任者には小学校長が当り、農繁期を除いて年10回
を最低とし、1回2時間～3時間を主として講義を受け
る外、見学、話し台、視聴学教材の利用等により婦人の
地位と向上を目指しての活動が行われている。

青年学級は、決松市立吉野青年学級として小学校校長
が責任者となり、男子50名、女子30名、計80名を
中心に毎年、職業(年間)60時間、家事(年間)20
時間、一般教養120時間を行いく(社会、体育、茶道
生花、習字、音楽)。男女青年の地位の向上を目指
しての活動がなされている。又別に子供会があるがこれ
は社会教育としての子供会でなく、校外輔導として重点
的に行われている状態である。

教育水準

表57 世帯主配偶者 父 母 長男 長女 その他 合計

	7	5	1	20	1	1	2	37
不就学	(20)	(1.4)	(6.5)	(95.8)	(0.5)	(0.3)	(0.6)	(2.1)
小学校卒	105	97	14	28		1	7	252
	(50.6)	(3.1)	(93.5)	(50)		(0.3)	(2.2)	(14.5)
退		2		1				5
		(0.6)		(4.8)				(0.2)
在					67	36	99	297
					(30.9)	(20.9)	(91.6)	(15.8)
高小新卒	194	182	7	49	38	107	106	702
	(56.6)	(5.9)	(12.5)	(31.3)	(21.5)	(80.9)	(32.0)	(35.5)
退	1	1						2
	(0.3)	(0.3)						(0.7)
在				22	55	53	33	141
				(10.1)	(12.6)	(15.5)	(10.5)	(7.9)
旧中級新卒	21	20		14	8	13	16	92
	(6.1)	(6.4)		(6.5)	(4.7)	(3.8)	(5.2)	(5.2)
退	4	2		1	1	1		9
	(1.2)	(0.6)		(5.1)	(0.6)	(0.3)		(0.5)
在					5	13	4	33
					(3.0)	(3.8)	(1.3)	(3.0)
旧高短大卒	7	1					1	10
	(2.0)	(0.3)					(0.3)	(1.0)
退	1							1
	(0.3)							(0.1)
在						1		1
						(0.6)		(0.1)
旧大新大卒	2	2		1				6
	(0.6)	(0.6)		(0.5)				(0.6)
退								
在								
不就学				33	46	62	44	185
				(15.3)	(26.0)	(17.8)	(12.1)	(10.4)
合計	343	312	15	55	217	171	327	1773
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

家族の学歴については表57のように世帯主高小卒以下が90%近くであつて、旧中、新高卒以上は僅かに6.1%である。配偶者は高小卒以下が90%を占めており、新高卒以上は世帯主と同様6%である。従つて世帯主配偶者とも高小卒が90%を占めている。父母は、高小卒以下が主であるが、母が旧中を6.5%になつており父より幾分教育程度の高さを示している。長男、長女を見ると、長男は高小卒が51.3%であつて、新高卒が6.5%

女子は高小卒21.5%、新高卒4.7%、短大1を示しており長男よりいくぶん教育程度の関心を示している。このことは教育を高めることによつて女子の解放への関心を示すものと思はれる。

子供の教育への関心

進学についてはさきにも述べたように極めて悪い状態であるが、両親の教育への関心を見ると、進学させる者への多いのが目立っている。このことは、世帯主の学歴から見た場合せめて子供だけにはとの関心と、表57の示すような状態からくることが考えられる。

表58 子供の教育と進学について

事 項	男 の 子	女 の 子
進 学 さ せ る	139 (66)	109 (59.5)
就 職 さ せ る	72 (34)	74 (40.5)
合 計	211 (100)	183 (100)

58表のように就職させるコースの女子40.5%は如何に家庭の事情によつての数であるかは、表59によつても明らかな通りである。

憲法に示されている教育の機会均等についても部落の子供たちにはなほ遠い彼方であり教育条件の整備と進学と就職の保障こそ大切の問題であることを教えている。

表59 進学、就職させる理由

	男 の 子	女 の 子
進 学	立派な社会人 41	立派な社会人 26
	学广が必要 7	学識をゆたかに 23
	教 養 12	将来のために 10
	就職のために 9	結婚のために 9
	学問が必要 9	学問が必要 9
	将来独立 8	学广が必要 7
	進学は当然 7	親の義務 1
	新社会に対処 7	生活の向上 1
	生活の安定 6	新しい社会に対処 7
	出世のため 5	就職のため 4
就 職	本人の希望 1	成績がよい 1
		希 望 1
		当 然 1
	生活困難 61	生活困難のため 48
	家庭の事情 5	家庭の事情 8
就 職	本人が進学をさう 2	嫁入資金 3
	よい社会人 1	良い社会人 1
		一般教養習得 1

長欠不就学について

小、中学校における不就学児童は見られないが、小学校における長欠児童は僅かであるが見られる。

年度 項目	33	34	35	36	37
50日以上長欠児童数	3	0	2	4	2
長欠児童の全児童に対する%	0.09	0	0.58	1.50	0.06

表のように全体から見ればごく僅かであるが見られるのは、病気等によるが、教育に対する理解の程度、家庭の事情等の原因が考えられる。

社会福祉

1) 生活福祉

生活福祉は日本国憲法の「健康で文化的な最低限度の生活を、すべての人間は送る事が出来る。」という所から出発する。

この地区の生活保護の受給状況を見ると、現在受給利用しているのが15世帯(4.4%)で比較的多いのではないだろうか。一方以前にあると答えた世帯は24世帯で7.1%にものぼる。

以前にあると答えた世帯がこの様に多いという事は、又逆に考えれば全体的には生活が少りおつてはあるが好転して来ている事を示すのかも知れない。が、又、先の4.4%が以前からずっと引き続いて受給しているとすれば、保護の理由が一時的でない事を示す。たとえば、生計中心者の死亡とか、不具身体障害とか、老衰などがあげられる。

福祉年金の受給状況は、48世帯(13.7%)でかなり多いと思われる。だが公的貸付制度(世帯更生資金や母子、福祉年金など)を利用する世帯は、わず

か 6.7 世帯 (1.7%) にすぎない。なか、現任受給しているものの世帯主の職業を見ると、生活保護では無職が 7 世帯で 46.7% で 2 位が事務技術労務者の 3 世帯で 20% である。無職が多いのは一般的傾向で当然としても、事務技術労務者が意外に高いのではないだろうか。事務技術労務者の生活水準は一般的には高いものである。雇用者の方に問題があるのかもわからない。

福祉年金では、農林業が 22 世帯 64.6% と圧倒的に多い。

表 60 社会福祉

事 項		生活保護	福祉年金	公的償付制度
現在受給利用		15 (4.4%)	48 (13.7)	6 (1.7)
受給利用しない		301 (88.5)	302 (86.3)	341 (98.3)
以前にある		24 (7.1)		
合 計		340 (100.0)	350 (100.0)	347 (100.0)
現在受給利用している世帯主の職業	漁、水産、農林業	2 (13.3)	22 (64.7)	3 (50.0)
	製造、商、サービス業	1 (6.7)	3 (8.8)	0
	事務、技術、労務者	3 (20.0)	2 (5.9)	2 (33.3)
	単純労務者	2 (13.3)	3 (8.8)	0
	無 職	7 (46.7)	4 (11.2)	1 (16.7)

2) 各種保険

火災保険と生命保険の加入状況は、次の結果で示されている。(表参照)

火災保険では 2.5 割の加入、生命保険では 2 割が加入している。

但し、生命保険は世帯で算出したので実数は多くなる。

表 61 保険加入状況

事 項	(実 数)		(比 率)	
	未加入	加 入	未加入	加 入
火 災 保 険	256	95	75.1	24.9
生 命 保 険	271	76	78.1	21.9
養 老 保 険	341	2	99.5	0.5
健 康 保 険	269	81	76.9	23.1
日 産 保 険	331	19	94.6	5.4
国民健康保険	101	249	28.9	71.1
国 民 年 金	172	178	49.1	50.9

生命保険加入者内訳

	世帯主	配偶者	父 母	子 供	その他	合計
実 数	46	12	2	42	1	103
比 率	44.7	11.7	1.9	40.8	0.9	100.0

加入者内訳では、世帯主と子供が4割を占めている。健康保険は0.5%でほとんど利用されていない。次に健康保険、日雇保険、国民健康保険、国民年金についてみると次の結果が示されている。(表6/参照)但し、ここでは世帯主のみの加入の有無について見たものである。国民健康保険が7割、国民年金が5割で、共に多いと思われる。逆に健康保険が2割と以外に少ない。これは、この地区が、農村地帯なので、一般に工場で働く人数が少ない事によるのであろう。

3) 地域福祉活動

この地区は農村地帯といっても、比較的発展しており、現在では機械の購入も相当行われている。それ故生活環境の整備にも、次第に関心を高めてきているの

は事実である。しかしそれでも、そういう活動が行われている事を知らないものが、文化活動では々々世帯生産的活動では々々世帯にものぼるのは残念な事である。青年会、婦人会や農協などが中心になって、更にこれらの活動が広く行き渡る事が期待される。ここでは、知識として、その種の活動を知っている世帯が、それを実際にやっているかどうか、やっているとするれば、何をやっているか、どういう方法でやっているかを、保健福祉活動、文化活動、生産的活動の順に述べていこうと思う。

(1) 保健福祉活動

保健福祉活動には、害虫駆除、便所の改良、食生活改善、上下水道整備、住居改善などがあげられる。

上下水道に於ては、ここは井戸であり、更に下水道は、完備している状態とはいいがたいので、衛生的に問題があるのではないか。

これらの活動は、婦人会が中心になってやって

おり、婦人会を通じて活動していると答えた数は、
194世帯である。農協と答えた数が2世帯ある
が、市町村と答えたのは0である。ネズミの駆除
などは、個人では、絶対に出来ないものであるか
ら、市町村などでも、あるいは農協でも力を入れ
るべきではなかろうか。

(ロ) 文化活動

文化活動には、青年、婦人学級、各種のレクリ
エーション、クラブ活動などがあげられ、およそ半
数がこれに加わっている。だが、参加活動員を更
ると、世帯主が22名で少ないのは、生活に余裕
がないからなのだろうか。配偶者が145名で非
常に多い。団体種別では、青年会などが、活躍し
ているらしく、15世帯みられる。

(ハ) 生産的活動

これは、地区住民の経済生活に最も直接関係の
あるもので、農業技術改良、土地改良、共同化の
促進などがあげられる。これら生産的な活動を知

らない数は、半数を超えている。しかし、これを
知ってかつ実行している数は、103世帯である。
参加の仕方では、ほとんどが団体として参加して
いる。これらは当然個人個人では行いにくいもの
である事を示している。家族の内訳では、世帯主
が33名で配偶者が11名、子供が8名となつて
いる。生活に結びつくものだけに、世帯主が30
名を超えるのは当然といえよう。活動団体種別で
は、農協が非常に多い。ついで、婦人会、青年学
級となっている。ここでも市町村が0であるが、
これはこの地区の産業振興に直接結びつくもので
あるから、もっと力を入れるべきだと思う。

表 4.2 福祉活動

事 項	(実 数)		(比 率)	
	あり	なし	あり	なし
文 化 活 動	170	180	48.6	51.2
生 産 的 活 動	103	247	33.8	56.2

表 63 福祉活動参加の仕方

事 項	(事 数)		(比 率)	
	個人	団体	個人	団体
文化活動	3	168	1.2	98.8
生産的活動	7	96	6.9	93.1

表 64 福祉活動団体種別

	青年会	婦人会	子供会	市町村	農協
保健福祉活動	0	194	0	0	2
文化活動	15	170	1	1	1
生産的活動	4	6	0	0	92

表の参加の仕方と団体種別の数が合わないのは、同一家族が、二つ以上の会に出ているからである。

なお、団体では、老人クラブ、若妻会、同業組合、労組があるが、いずれも0なので、削除した。又生産的活動にその他が1世帯あったことわけ加えておく。

表を見て目につく事は、婦人会が活躍している

事と、青年会が以外に、活躍していない事、個人の活動が非常に少ない事である。市町村が、ほとんど動いていない事は、何かさびしい様な気がする。

(4) 心身状況

心身状況では、異常ありと答えた者は41名で2.3%にすぎない。その内訳は、世帯主の15名、配偶者8名、父・母7名、子供6名、その他の家族員5名となっており、数の上では、世帯主が多いが比率では、父・母10.1%で最も多く以下その他の家族員4.1%、世帯主2.9%、配偶者2.6%、子供0.7%で、子供が健康な事がわかる。

病名の内訳では、老衰が最も多く9名で、労働の激しさを物語っているのかもしれない。次に身体障害の6名、精神病の4名で後は不具者2名、小児化中風、脳イッ血、神経痛、リウマチ、結核その他があげられる。先天的に欠陥のある、精神病と不具者の計が6名なのは、被調査人数が1700名を越すとはいつても、多いのではなかろうか。又身体障害者が6名がいるのは、危険な仕事をやって、

被害を受けたとも考えられる。

同和行政と財政

吉野地区はかつて戦前の融和事業の労苦たる北村三郎氏の出生地であり明治々々年から大正ノ々年ノ月まで村長として要職にあつて戦前の融和事業を行つた地区であつたが当時の融和事業としては見るべきものがあつたが現在の同和行政からは程 遠いものがあつた。静岡県が戦后積極的に同和行政を取上るようになったのが5年前であり、浜松市にある名産町地区の外この吉野地区には何等の施策も施されていない。市全体では市内名産町地区に対し、国の方針であるモデル地区を実施し隣保館共同浴場等を設置して積極的対策を実施しているが、吉野地区はこれから実施の段階に入ろうとしているところである。従つて戦後の同地区に対する行政は何等見るべきものがないのが現状である。

XI、部落問題意識

(1) 社会意識

地区住民の一般的な社会意識をみるに当って、「伝統（前近代）的態度－近代的态度」の両軸を指標に於いてこれをみる。すなわち、その設問は、(1) 地元の神社、寺などの伝統的行事に関する態度、意識、(2) 結婚、葬式に於ける様式についての態度、意識、(3) 身分、社会的地位に関する態度、意識、(4) 義理、人情に関する態度、意識などである。以下はその結果について簡略にふれる事としたい。なお、地区外住民の社会意識との比較は、別にふれることにする。

(1) 伝統的行事－神社、寺、「神社や寺に昔から見られる行事、伝統」に対して、これを「今日でも残しておくことに賛成」という意見を示したものが、全般的には約 51.6% を示すが、年齢階層によつて大きな差があることがわかる。

(表 66 参照) また、積極的に反対するもの

のは、全般的には僅かに約 1.5% であり、消極的反対も約 6.1% しか見られず、ごく僅かであるが、やはり年齢階層による差違が大きい事が特徴として見られる。

図 65

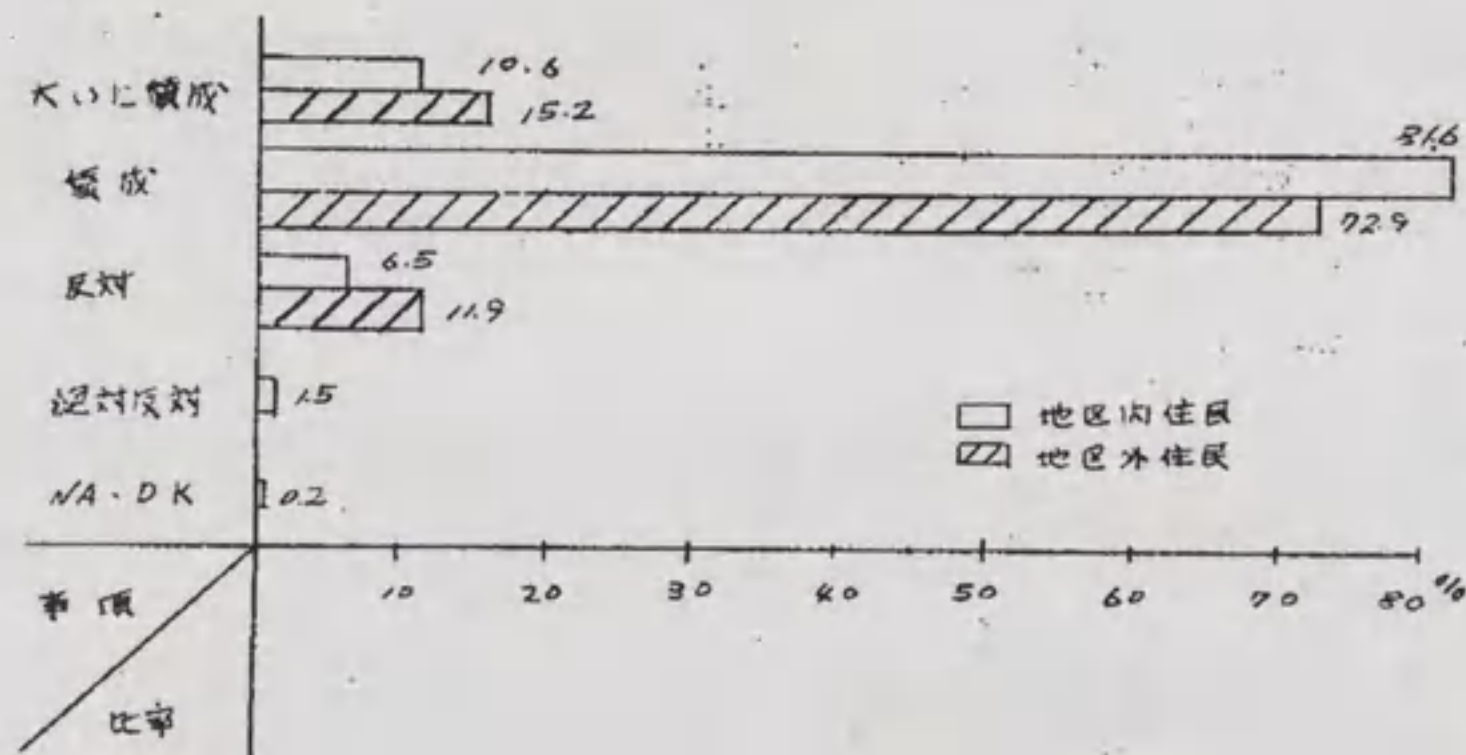
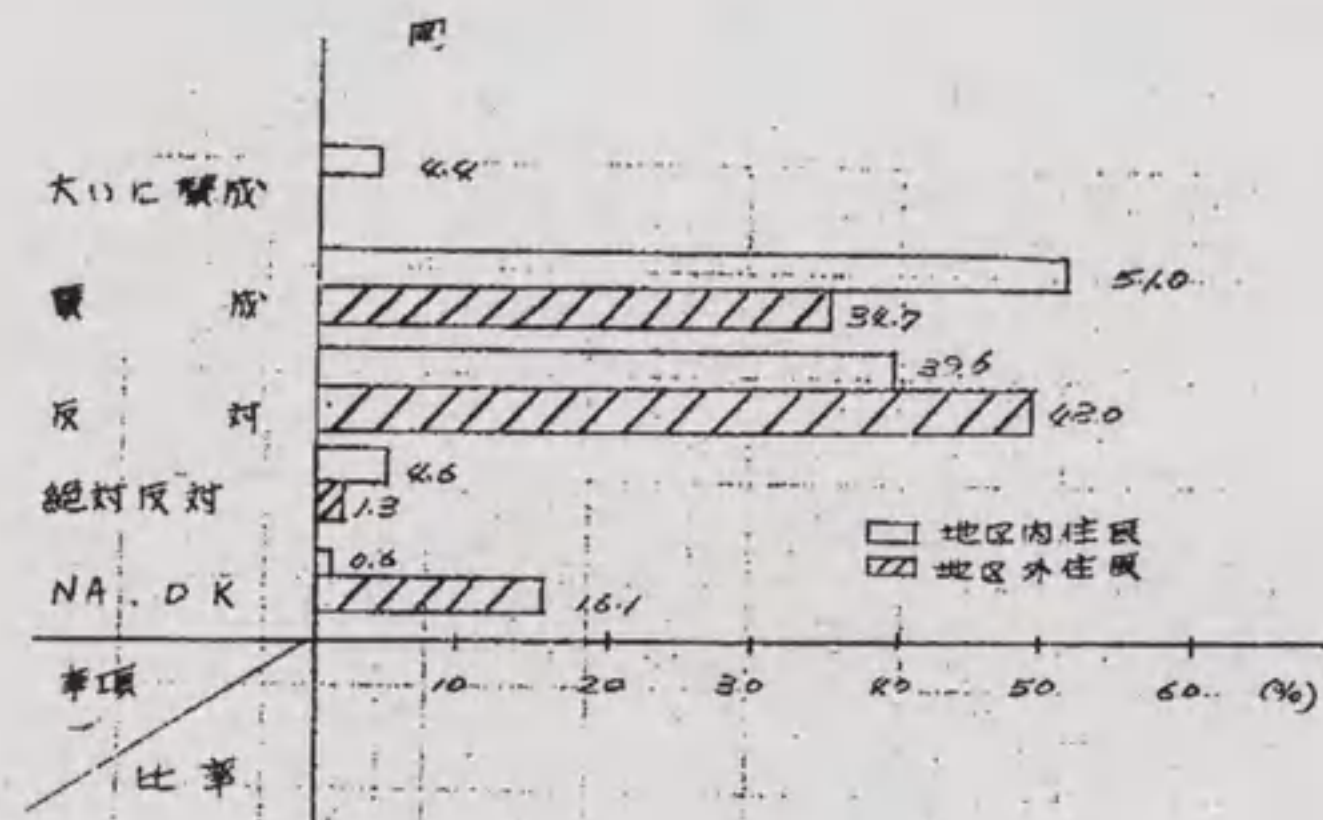


表 65 地区内住民の世帯主の年齢別による社会意識について

年齢 事項	30未満	40	50	60	70	70才以上
大いに賛成	5 (16.7)	4 (8.0)	5 (5.6)	6 (7.8)	8 (23.5)	1 (3)
賛成	23 (67.6)	79 (79.9)	77 (85.5)	68 (88.4)	26 (76.5)	12 (92)
反対	5 (14.7)	10 (10.1)	8 (8.9)	2 (2.6)	0 ()	0 ()
絶対反対	1 (3.0)	5 (5.0)	0 ()	1 (1.3)	0 ()	0 ()
NA, DK	0 ()	1 (1.0)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
合計	34 (100.0)	99 (100.0)	90 (100.0)	77 (100.0)	34 (100.0)	13 (100.0)

注 () の数字は比率を示す。

(ロ) 伝統的儀式 - 結婚、葬式。「結婚、葬式などの伝統的儀式を盛大にすること」に対して反対するものは、比較的多く、全体の約 39.6% を占めている。しかし、これを消極的に支持するものも多く約 51.0% を占める。また、積極的に支持するものも僅かであるが約 4.4% みられる。(図 67 参照)



ここでは、前者の伝統的行事に対する態度、意識に較べて儀礼主義への伝統的感情はそれ程強く示されていない。しかし、20、30代の入達がこの伝統的儀式に対して、支持する率と反対する率がほぼ同じ、あるいは前者が後者に較べて高いことが見られる。

表 68

事項 \ 年齢	30才未満	40	50	60	70	70才以上
大いに賛成	1 (2.5)	1 (1.1)	1 (1)	2 (2.5)	3 (10.5)	1 (8.3)
賛成	16 (45.7)	53 (56)	47 (47)	40 (49.5)	12 (41.4)	8 (66.6)
反対	13 (37.1)	34 (35.9)	49 (49)	37 (45.8)	13 (42.8)	3 (25)
絶対反対	4 (11.4)	6 (6.3)	4 (4)	2 (2.5)	1 (3.5)	0 ()
NA・DK	1 (2.9)	1 (1.1)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
合計	35 (100)	95 (100)	101 (100)	81 (100)	29 (100)	12 (100)

(ハ) 身分・社会的地位。

「食糧の差を生ずるのは、個人の能力や勤勉さによつてではなく、生まれや身分などによつて左右されるものである。」とする意見に反対するものが、積極的に反対するものも含めて極めて多く約 50.9%を占めている。また、この意見に賛成するものも約 11.7%見られる。

年齢別にみると、表からわかるように、20、30代では積極的に反対するものと賛成するものとの割合がほぼ同率を示し、40、50代では積極

的に反対するものの方が賛成するものより僅かに多い事がわかる。(表・図 参照)

図 69

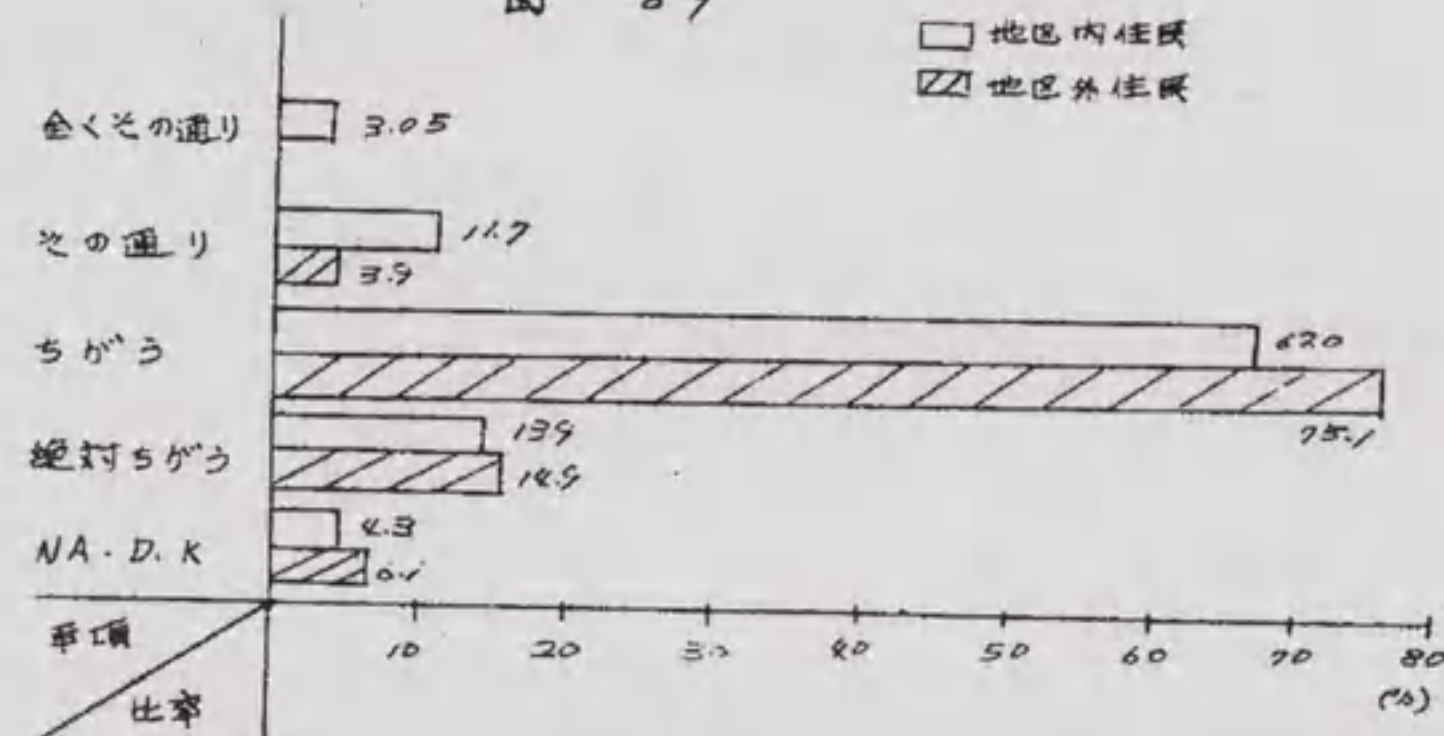


表 70

事項 \ 年齢	30才未満	40	50	60	70	70才以上
全くその通り	1 (3.0)	2 (2.1)	3 (3.1)	5 (13.7)	2 (6.4)	0 ()
その通り	5 (15.2)	15 (15.7)	10 (10.4)	13 (16)	4 (12.8)	0 ()
ちがう	21 (63.6)	62 (64.7)	67 (70)	51 (63)	23 (74.2)	8 (66.5)
絶対ちがう	5 (15.2)	15 (15.7)	15 (15.7)	14 (17.3)	1 (3.2)	2 (16.6)
NA・DK	1 (3.0)	2 (2.1)	1 (1)	0 ()	1 (3.2)	2 (16.6)
合計	33 (100)	96 (100)	96 (100)	81 (100)	31 (100)	12 (100)

(二) 義理と人情

「自分がやりたくないことでも、義理のある人からたのまれたときは引きうけなければならない。」という意見について、積極的反対も含めて反対するものがかなり多く約57.4%を占め、賛成するものの約43.1%をかなり上まわっている。積極的に賛成するものは60才代で1ケース、(0.5%)にすぎない。

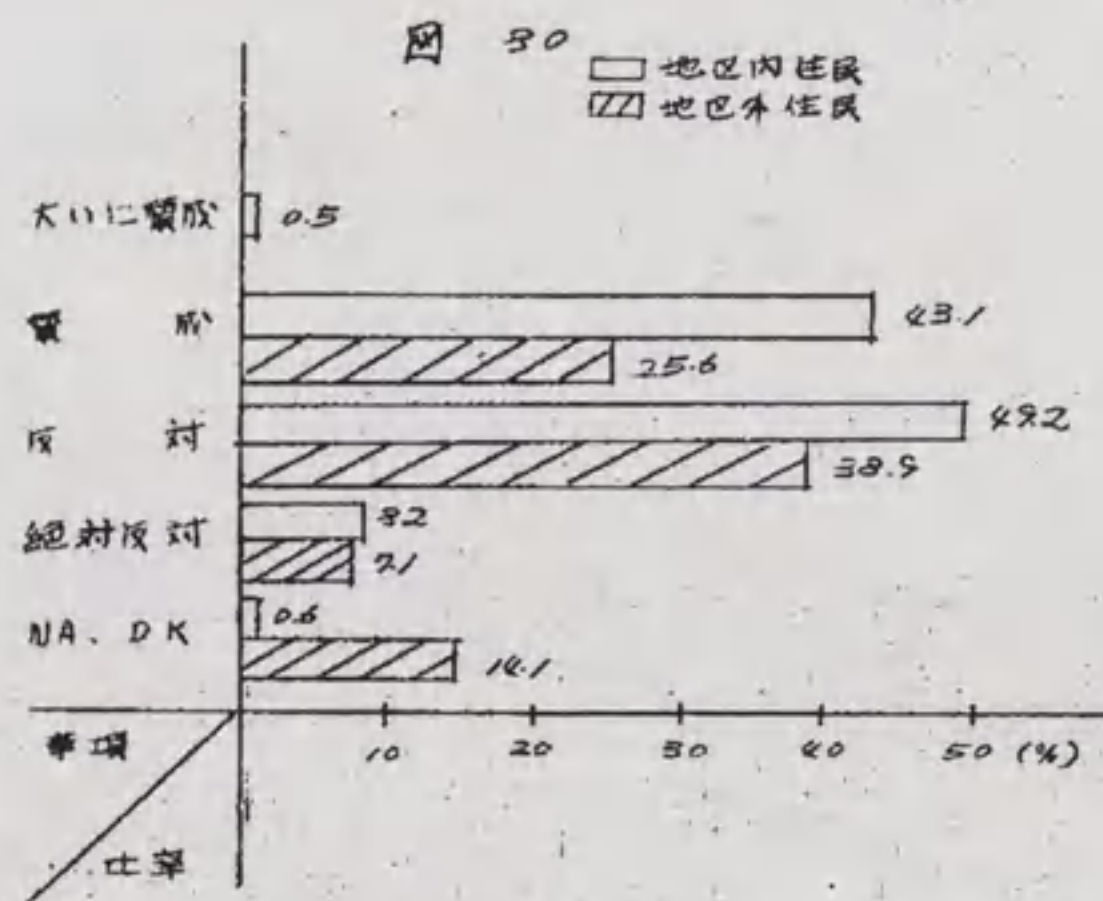
8
内

表 90

呼称 事項	30才未満	40	50	60	70	70才以上
大いに賛成	0	0	0	0	1 (3.4)	0
賛成	11 (34.4)	35 (37.2)	54 (35.0)	39 (45.4)	15 (51.6)	6 (54.5)
反対	15 (46.3)	49 (52)	57 (55.8)	40 (46.5)	13 (44.3)	4 (36.4)
絶対反対	6 (18.8)	9 (9.6)	6 (6.2)	5 (5.8)	0	1 (9.1)
NA、DK	0	1 (1.6)	0	2 (2.3)	0	0
合計	32 (100)	94 (100)	97 (100)	86 (100)	29 (100)	11 (100)

以上を通じて地区の主として世帯主を対象に、その社会的態度、意識をみたが、全体的には、伝統的前近代的な意識は住民相互の間になりにみられることがわかる。次に人権意識をみる。

(2) 人権意識

地区住民が直接的に現在経験している差別意識をみるにあたって、次の点からその意見をまち。すなわち、(イ) 生れ・職業及び(ロ) 結婚に関する人権意識について、世間一般に対する評価を求

めたものである。

以下にそれを見る。

(1) 生れ、職業

ここでは、「生まれや職業によって差別してはならない」と憲法にめきめられているが、世間一般でこのことが守られているかどうかという意見を求めた。

それに対して、世間一般にその人権意識が、「あまり守られていない」とする意見が多く、全体の約 66.3% を占める。中でも 70 才以上では、84.6% の率を占めていることは留意すべきであろう。また、「かなり守られている」という意見も比較的多く、約 24.7% も占める。それに対して、「無視されている」と答えたものは約 9.9% で僅かである。これは、昔と較べて直接経験する差別言動は少なくなっているが、今なお、間接的に世間一般が地区住民に対して差別感情を強くいざめていることが感じとられるのではないかと思う。(図表参照) 次に

結婚に關しての人権意識をみる。

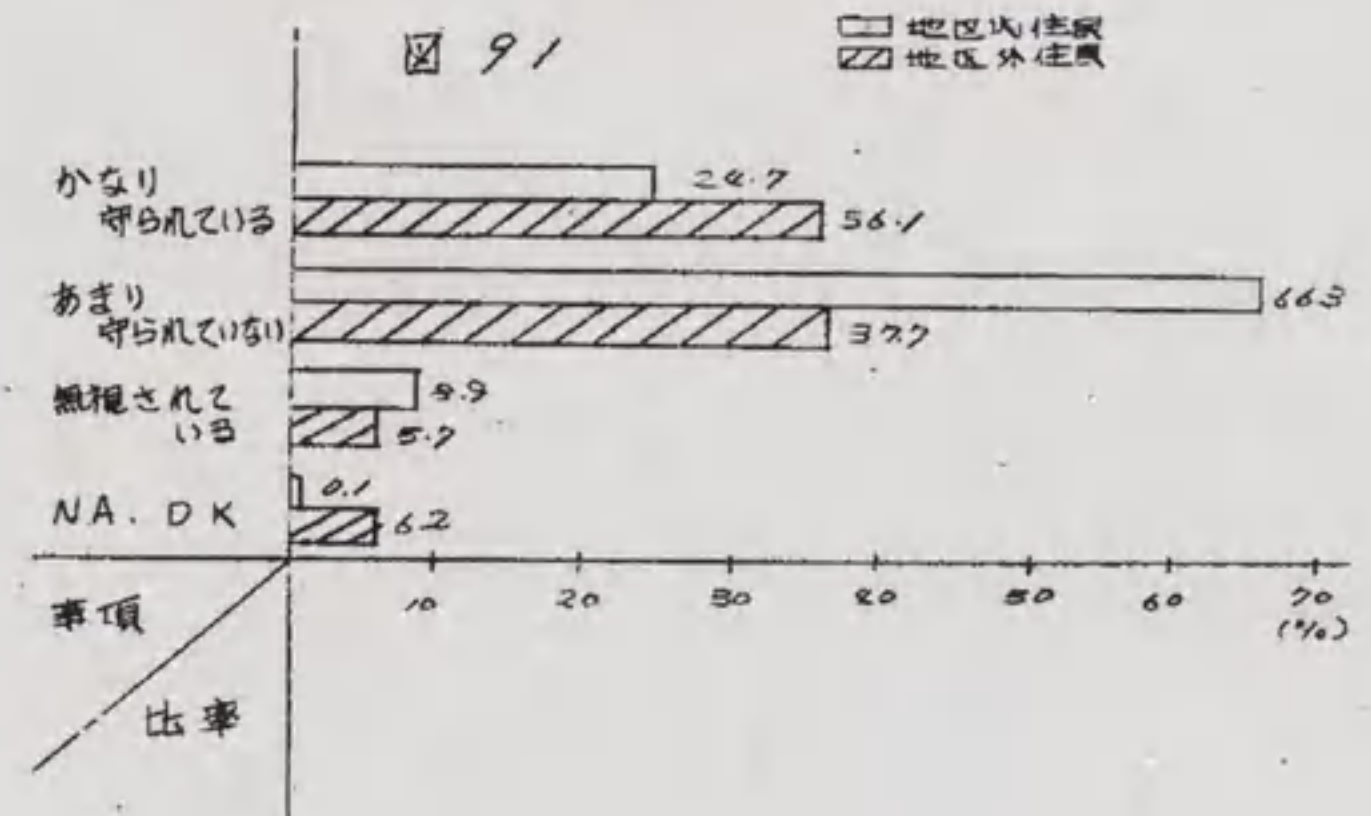


表 92

事項 \ 年齢	30才未満	40	50	60	70	70才以上
かなり守られている	8 (32)	23 (23.4)	31 (33.8)	37 (27.4)	8 (22.2)	1 (7.7)
あまり守られていない	15 (60)	63 (64.1)	50 (54.5)	93 (69)	29 (85.6)	11 (84.6)
無視されている	2 (8)	10 (10.2)	11 (12)	9 (6.7)	3 (8.6)	1 (7.7)
NA, DK	0 ()	2 (2.0)	0 ()	2 (1.5)	1 (2.9)	0 ()
合計	25 (100)	98 (99.7)	92 (100.3)	135 (104.6)	35 (99.9)	13 (100.2)

(ロ) 結婚

「結婚にあたって、人は相手を自由にえらべる」と憲法にも定められているが、このことが世間一般に守られているかどうかという意見に対して、「あまり守られていない」という意見が約61.0%を占め、「無視されている」という意見をも含めると、約70.9%にまで及ぶ。

(表、図参照)ここに部落差別の大きな問題として、結婚問題がクローズアップされるのである。以上、人権意識についてみたが、世間一般の人権意識について、地区住民の側からみた一般的評価は、「あまり守られていない」という意見が多く見られることと、以下でみる地区外住民の人権意識との間に大きな差異が見られることは、次節の差別経験の有無に示された結果と共に留意すべき点を多く含んでいると思われる。

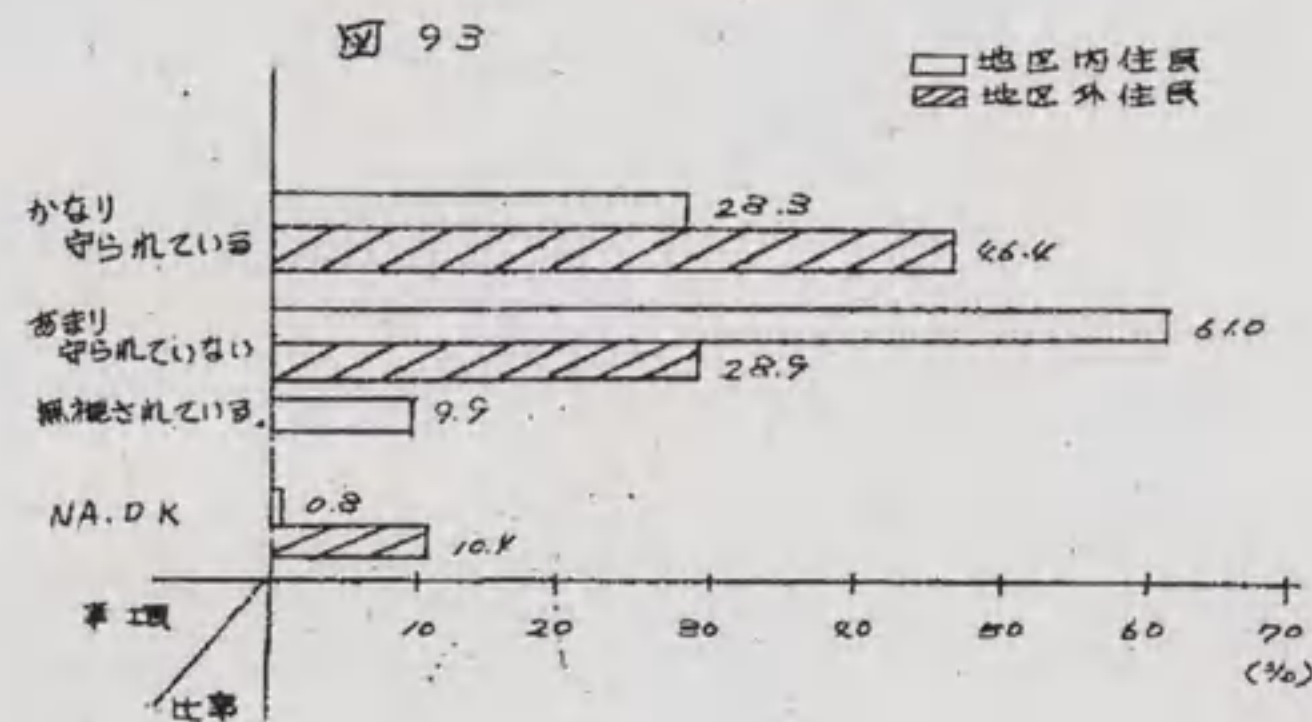


表 94

	30才未満	40	50	60	70	70才以上
かなり守られている	9 (34.6)	21 (21.4)	27 (30.7)	42 (45.6)	8 (22.2)	2 (15.3)
あまり守られていない	18 (54)	64 (65.1)	51 (57.9)	44 (48)	23 (68.8)	10 (77)
無視されている	3 (11.5)	11 (11.2)	10 (11.2)	3 (3.2)	5 (14)	1 (7.7)
NA, DK	0	2 (2.2)	0	3 (3.2)	0	0
合計	26 (100)	98 (92.5)	88 (100)	92 (100)	36 (100)	13 (100)

(3) 差別言動

差別言動について、地区住民が直接的な経験があるか否かを、近隣づきあい、P、T、Aなどのつきあい、職業上のつき合い、友人、知人とのつき合い、学校生活上のつき合い、転居、進学、就職、結婚についてみることにした。(表参照)

表 95 差別言動

	あ り	な し	合 計
近 隣 づ き あ い	8 (3.4)	340 (97.6)	348 (100)
P、T、A などのつきあい	5 (1.2)	343 (98.8)	348 (100)
職業上のつき合い	5 (1.2)	343 (98.8)	348 (100)
友人、知人とのつき合い	6 (1.6)	342 (98.4)	348 (100)
学校生活上のつき合い	8 (2.2)	340 (97.8)	348 (100)
転 居 に つ い て	2 (0.6)	346 (99.4)	348 (100)
進 学 に つ い て	2 (0.6)	346 (99.4)	348 (100)
就 職 に つ い て	4 (1.1)	344 (98.9)	348 (100)
結 婚 に つ い て	11 (5.1)	337 (96.9)	348 (100)

まず、交際であるが、表(95)からもわかるように交際の中で地区外住民の差別言動を直接経験したものが、一番多くみられるのは、近隣づき合い(3.4%)、次に結婚(5.1%)、学校生活上のつき合い(2.2%)、友人、知人とのつき合い(1.6%)、職業上、P、T、Aなどのつき合い(1.2%)、就職(1.1%)、最も少ないのが転居と進学(0.6%)についてである。この中で、近隣づき合いが多いという点に留意すべきである。これは近隣づき合いが主として仕事(農業)の関係上、行われるので、その時、直接経験するものと思われる。次に率の高いのは結婚であるが、これは部落民に対する差別の中で、最も根本的なものとしてあげられる。次に学校生活でのつき合いがあるが、これは一般に子供の学力の低下や、行動面に於ける粗糲な点などから経験するものと思われる。転居と進学の比率の低いのは、生活水準及び教育水準の低さから、当然の事と思われる。しか

り、地区外住民が具体的に差別行動を起すのは稀であつて、潜在的な意識にとどまっている場合が多いのではないだろうか。次に地区外住民の社会意識についてみる。

(4) 地区外隣接地域住民の社会意識

この節では、主として高立町（40世帯）、大山町（西大山9世帯、東大山12世帯）の隣接地域住民6ノケース（解答59）から得た結果について、地区住民に対する意識、態度、意向などを中心に見ていくことにしたい。最初に地区外対象人口の一般的特性についてふれておきたい。

まず、対象人口の年齢構成であるが、表(96)からわかるように、39才以下一男16、女6、40～59才一男16、女6、60才以上一男13、女0である。

主としてその対象にしたのは、世帯主及び配偶者である。

表 96

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
39才以下	16	6	35.6	50
40～59才	16	6	35.6	50
60才以上	13		28.8	
合 計	45	12	100	100

また、学歴別にみて、男の場合、高等小学校及び新制中学校の義務教育程度のものが約5割を占め、ついで旧制中学校、新制高等学校以上の学歴を有する者が約2割強を占めている。また女子の場合、義務教育程度の学歴にとどまる者は約6割程度であり、他の半数は小学校あるいは新高、旧高女の学歴を有するものである。大学卒については全然見られないが、専門学校（短大）程度の学歴を有する者が男子5人で約1割を占めているのが見られる。（表(97) 参照）

表 97

事 項	人 数		比 率	
	男	女	男	女
未 就				
小 学 校	8	3	17.2	25
新中、高小	23	7	50.0	58.8
旧中、高女、高校	10	2	21.8	16.7
専門学校 (種大)	5		11.0	
新 旧 大				
合 計	46	12	100	100.1

また、地区への定着性をみると、戦後流入したケースは男 19、女 4 であり、多くは戦時中に現在の地域へ居住したものである。戦後流入したケースの中には新開拓地を求めて現在の地域へ居住したものが、高丘町住民に見られ、このことは、戦後吉野町に居住したものと親しい交際関係にあることも、関連があつて、この地域の特徴を物語るといふえさう。次にこの隣接地区の特徴

を職業構成の上からみていきたい。

表 (98) 居住年数

事 項	男	女	男	女 (%)
1 年未満				
1 ~ 5	1	1	2.1	8.8
6 ~ 10	7	2	14.9	16.7
11 ~ 15	11	1	23.4	8.8
16 ~ 20	16	7	34.0	58.3
21 ~ 25	2		3.8	
26 ~ 30	1		2.1	
31 ~ 35	6		12.7	
36 ~ 40				
41 ~ 45		1		8.8
46 ~ 50	1		2.1	
51 ~ 55	1		2.1	
56 ~ 60				
61 ~ 65	1		2.1	
66 ~ 70				
代々 (100年以上)				
合 計	47	12	100	100

表(99)に示されているように、農林業を営む者が多く、約7割を占めている。次に雇用労働者の約2割がみられる。しかし、隣接地区のうちでも、大山町と高丘町では、職業構成もかなり違ってくる。それは、大山町が、この同和地区よりも随分離れており、山間部に位置しているからであつて、居住年数も古く、農業を営んでいるものが全部である。

高丘町では、農業をやっているものが約6割を占め、その他は一般取組（会社員、地方公務員）などが2割強見られ、次いで建築業などがみられる。従つて、大山町と高丘町の住民とでは、学歴、居住年数などに差異が認められる。即ち、戦後居住した多くの者は、高丘町住民にみられ、この同和地区住民に対する意識、態度、意見なども大山町住民と較べてかなり差異があることを次節で見えていくことにする。

表 99 職業

事 項		興 数		比 率	
		男	女	男	女
自 営 業	漁 業	0	0	0	0
	農 林 業	33	9	70.2	69.2
	製 造 業	3	0	6.4	0
	商、サービス業	0	0	0	0
	その他の自営業	0	0	0	0
雇 用 労 働 者	事務系労働者	7	1	14.9	7.7
	技術系労働者	1	0	2.1	0
単 純 労 務 者	矢付	0	0	0	0
	一般	2	1	4.3	7.7
	その他	0	0	0	0
無 職		1	2	2.1	15.4
合 計		47	13	100.0	100.0

(4) 同和地区との交際関係

同周辺地区人口と同和地区人口との交際関係

についてみると、次の特徴があげられる。

表 100 交際関係 (実数、比率)

性別 \ 事項	かなりいる	少しいる	いない
男	14 (31.1)	26 (57.8)	5 (11.1)
女	4 (40)	3 (30)	3 (30)

まず、同和地区の知人の有無をみると、「かなりいる」というケースが、男＝31.1%、女＝40%、「少しいる」というケースでは、男＝57.8%、女＝30%、「いない」というケースでは、男＝11.1%、女＝30%を占めている事がわかる。特に女子の「いない」というケースが30%も占めているという場合を除いて、男女共、かなり交際関係があることがわかる。しかし、女子の場合、調査の対象になったものが少ない、また主婦が多いことから、交際関係のない事がある程度、うなづけると思う。次に、交際の内容をみる為に、交友関係をみる。

表 101 交友関係

事項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
親しく交際している	14	3	35.9	27.3
あまり交際していない	12	3	43.6	27.3
交際はない	8	5	20.5	45.5
NA、DK				
合 計	39	11	100.0	100.0

表をみればわかるように、男子では、「あまり交際していない」が約43.6%も占めかなり多く、次に「親しく交際している」が約35.9%も占めている。これはこの地域が新開拓地の為、同時期に居住した関係や、農村地帯であることから、職業上の付き合いや近所づきあいの多い事を示していると思われる。また、「交際はない」という場合であるが、男子では20.5%を占めている。これは前述したように、大部分が大山町の住民、特に同和地区と遠距離にある西大山の住民であると

思われる。また女子の場合、約45.5%で5割近くを占めていることは、以下で述べる交際の状況や差別意識などとの関連からみて、女子特に母親の保守的、封鎖的な一面をみる事ができよう。

次に、同和地区に交友関係を得ていない人口を含めて、「もし、同和地区人口と交際の機会を生じた場合、あなたはそれとためらわずにつき合いますか。」という質問に対して、「ためらわずに交際する」男=68.9%、女=61.5%、「交際を控える」男=13.3%、女=23.7%という結果が示されている。(表 参照)

表 102 交際の状況

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
ためらわずに交際する	31	8	68.9	61.5
交際を控える	6	3	13.3	23.7
NA、DK	8	2	17.8	14.8
合 計	45	13	100.0	100.0

しかし、この場合、「ためらわずに交際する」というケースが男女共に多いが、これは、日常生活に於けるつき合いを示すものであって、結婚を前提とするつき合いになると、表(103)に示されるようになる。即ち、男女共に「交際を控える」というケースが圧倒的に多くみられるのである。

(男=75.5%、女=66.7%)

表 103 交際の状況

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
ためらわずに交際する	0	0	0	0
交際を控える	37	8	75.5	66.7
NA、DK	12	4	24.5	33.3
合 計	49	12	100.0	100.0

ここに、地区外住民の地区住民に対する潜在的差別意識を見い出せる。従って、交際といっても、深

い交際を求めず、この地区住民との交際に抵抗を感じる者もかなりある事は想像にかたくない。

(B) 差別言動について

まず、「吉野町」が未解放部落である事を知っているかどうかについてみると、男女共に「知っている」と答えたものは多く(88%)、「知らない」ものは14%であり、そのうちの10.5%が大山町の住民であるが、「吉野町」と遠距離にある家が多いので、吉野町住民と接触する機会がないためであろう。あとは、比較的最近、当地区に居住したものである。更にここで、同和地区住民に対する「差別意識」が、現任者なお残されているか否かについての意見を求めると、次の結果が示されている。(表104参照)

この結果については、前節でみた地区住民の人権意識と同様な結果を示している。この事からも地区外住民の地区住民に対する潜在的差別感と、具体的におこる差別言動を表示しているとみる事ができる。

表104 地区に於ける差別言動有無

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
非常に差別されている	4	1	9.1	8
多少は差別されている	28	8	63.6	61.3
差別されていない	11	4	25	30.7
NA、DK	1	0	2.3	0
合 計	44	13	100.0	100.0

次に、一般に同和地区居住人口に対する差別を、どういう根拠に基づいて示すかを見ると次のようである。(表105参照)

この結果からみると、男女共に、「その他」が多い。

(男 = 41.5%
女 = 37.5%)

表 105 差別の理由

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
人種がちがう	1	0	1.9	0
生れがちがう	8	2	15.1	15.0
職業がちがう	0	0	0	0
住む所がちがう	0	1	0	7.5
生活程度が低い	5	0	9.4	0
言動が粗暴である	2	0	3.8	0
けがれている	1	1	1.9	7.5
そ の 他	22	5	41.5	37.5
非 該 当	14	4	26.4	30.5
合 計	53	13	100.0	98.0

これは次の表で示されるように、「近所で聞いた」場合が多い事と関連して、漠然とした誤まった知識や解釈を得ているのであらうと思われる。また、「生れが違う」とするものも男女ともに約15%位みられ、かなり多い。これは、身分的な

封鎖性を示すものであると云えよう。次に、男子では、「生活程度が低い」という場合も、約9.6%程で若干見られる。また、女子では、「住む所がちがう」、「けがれている」が約7.5%で少し見られる。また、差別を聞いた所として、「近所で聞いた」という以外に、「家庭で聞いた」が多く、次に、男子では、「学校で聞いた」と「職場で聞いた」が同率を占め、女子では、後者が「家庭で聞いた」と同率を示し、多く、次に「学校で聞いた」順になっている。(表106 参照)

表 106 差別を聞いた所

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
家庭で聞いた	7	2	18.2	11.5
学校	4	1	6.8	6.9
職場	4	2	6.8	11.5
近所	10	6	22.7	35.3
そ の 他	12	3	27.3	17.4
非 該 当	7	3	18.2	17.4
合 計	44	17	100.0	100.0

こうして「差別感情」あるいは「差別行動」に対する地区外住民の態度をみると、男女共に「間違っている」とする否定的な態度が多いが、「ある程度は仕方がない」とするものも男女共にかなり多くなっている。(表 参照)

表 107 差別に対する意見

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
当 然 だ		1		2.2
ある程度は仕方がない	14	4	31.8	30.8
間違っている	29	8	66.0	61.6
回 答 な り	1		2.2	
合 計	44	13	100.0	100.0

(C) 地区に対する感情、態度

次に同和地区が「以前に較べて良くなったか否か」とについての意見を求めると、次の結果が示されている。(表 参照)

表 108 地区への感情

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
良くなっている	35	7	79.5	53.8
あまり変らない	2	2	4.5	15.4
かえって悪くなった	0	0	0	0
知 ら な い	7	4	15.5	30.8
合 計	44	13	99.9	100.0

「良くなった」とするものが、男=79.5%、女=53.8%を占め、「あまり変らない」男=4.5%、女=15.4%をはるかに上まわっている。しかし、女子の場合「知らない」というケースが多いのは、交際する機会も少なく、またあえて交際しようとする女性によくみられる封鎖性に依るものと云えよう。また、「良くなっている」という意見の何々のケースについて見た場合に、一番多く見られるのは、生活程度の向上や環境衛生の整備、地区の人々の言動、服装の良くなった点などがあげ

られている。次に、差別をなくす為の意見についてみると次の如くである。

表 107 差別をなくすための意見

事 項	差別される	多少は差別される	差別されない	わからない	合計
生活環境を良くすること	0	15 (75) (206)	5 (25) (333)	0	20 (100) (339)
食生活をなくすこと	1 (50) (167)	1 (50) (27)	0	0	2 (100) (34)
経済を豊かにすること	0	2 (100) (54)	0	0	2 (100) (34)
教育を高めること	2 (103) (333)	9 (45) (283)	2 (103) (133)	1 (27) (100)	14 (100) (227)
人権を尊重すること	2 (111) (393)	8 (40) (216)	8 (40) (533)	0	18 (100) (305)
その他	1 (53) (167)	2 (67) (54)	0	0	3 (100) (51)
合 計	6 (111) (1000)	37 (62) (1000)	15 (25) (999)	1 (17) (1000)	59 (100) (1000)

注：() 横の合計に対する比率

() 縦

これは、地区住民に対する差別意識の程度によって分類したものである。まづ、「差別されている」とみる人の意見では、差別をなくす為には、「教育を高めること」と、「人権を尊重すること」の

比率が 33.3% を占めていることである。次に「食生活をなくすこと」が僅かではあるが 16.7% を占めている。また、「多少は差別されている」とみる人々の意見では、「生活環境を良くすること」がかなり多く約 40.6% を占め、ついで、「教育を高めること」が約 24.3%、「人権を尊重すること」が 21.6% 見られ、僅かではあるが、「経済を豊かにすること」(5.4%)などの意見がみられる。次に「差別されていない」とする人々の意見では、「人権を尊重すること」(53.3%)という意見が多くを占めていることがみられる。

以上、まとめてみると、生活環境の改善を考慮すること、教育水準を高めること、人権を尊重することなどに意見の多くが集中し、また僅かながら経済生活の水準の高揚と食生活をなくすことなどの意見もみられる。この事は、従来の部落差別を觀念的に見ていた事から一歩進んで、部落差別が行政的、社会的、物質的なものにあるという事を示すものとして、おおいに留意すべき必要がある。

(142)

う。また、以上の条件を完全に満たした場合に於いても、「差別は依然として残ると思うか」という質問に対して、「差別されない」とする意見が男＝34.5%、女＝30.8%見られ、それに対して「多少は差別される」とするものが男＝44.7%、女＝69.2%のように多くみられる事に留意すべきである。

表 110

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
差別される	1	0	2.3	0
多少は差別される	19	9	44.7	69.2
差別されない	15	4	34.5	30.8
わからない	8	0	18.5	0
合 計	43	13	100.0	100.0

これらの解決策として、即ち、差別撤廃の対策として、それを、「地区住民の自主的解決」か「国、市、町、村の公的な施策を通じての解決」の1つ

(143)

れかに求めるべきかの意見をみると次の結果が示される。

表 111 解決の方法

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
住民の自主的解決にまかせる	21	9	50	61.5
国や市町村が解決に力を入れる	18	4	43	30.7
そ の 他	3	1	7	7.8
合 計	42	13	100	100

即ち

男女共に「住民の自主的解決にまかせる」とする意見が多くを占めている。特に女子ではその6割が上述の意見に賛成している。これは女子の場合、一般に部落差別を観念的なものとみて偏見にとらわれやすいところからきているものと思われる。また、「国、市町村が解決に力を入れる」とするものも割合多く見られる（男＝43%、女＝30.7%）。「その他」には、「自然に解決さ

れる」、「一般と区別する必要はない」、「全部の人が努力する事」などが含まれている。

以上の事から、地区外住民は一応地区住民に対して、それ程強い差別感情を言動に於いて、具体的に表示することはあまりないであろう。しかしながら、「ある程度差別があっても仕方がない」、「将来とも多少は差別感情は残るだろう」とする意見が多く見られたことによつて、地区への対策が完全に実施をみた将来に於ても、差別に関する積極的な否定を期待しないケースが多く見られる事が認められる。

地区内の物的生活環境や、住民の性格、態度に關して以前との比較が多少とも「良くなった」ことを認めながらも、依然として地区内住民に対する潜在的な差別感情をいだいている事が感じられる。即ち、形式的には差別言動を否定しながらも、具体的な交際、(結婚を前提とした交際など)を成めようとしないう事からも認められるのである。

また、差別の理由や解決の方法などからみて、

差別原因を地区住民及び世間一般の責任に転化し、
 ようというケースも僅かながら認められると思う。

(D) 社会態度

次に、地区外住民一般の社会的態度、人権意識についてみる。前節で地区内住民の社会的態度、人権意識について見たので、前節と比較検討したい。図は前節参照

(1) 伝統的行事 - 神社、寺

まず、神社、寺についての伝統的行事に關して、「これを守る事に賛成」とするものが多く約72.9%も占め、地区内住民の51.6%に較べて、やや低くなっているが、消極的に反対するものが地区内住民の場合と較べて多くなっている。

(2) 伝統的儀式 - 結婚、葬式

結婚、葬式などの儀式に対してこれを盛大にすることへの積極的賛成者は全然みられず、賛成者

は約 54.7% で、地区内住民の 51.0% に較べてかなり下まわっており、消極的に反対するものは 45.0% で地区内住民の 59.6% に較べて僅かながら上まわっている。しかし、「わからない」というケースが約 16.1% で地区内住民のそれに較べて、はるかに上まわっている事に留意すべきである。

(1) 身分、社会的地位

「貧富の差」の原因は、個人の能力や勤勉さによってではなく、生れや身分などによって左右されるものである。という意見に対して、「ちがう」とする者が地区内住民 (67.0%) に較べて多く (75.1%)、「その通りだ」とする者が地区内住民 (11.7%) に較べて 5.9% で下まわっている。また、「全くその通り」という意見は地区外住民には全然見られない。

これは当然の結果を示すものであろう。

(2) 養育、人情

養育人情などの前近代的態度を消極的に反対する者が多く約 38.9%、見られ、消極的に賛成する者も約 25.6% 見られる。しかし、地区内住民と較べるとその比率は低い。しかしながら随分多い (約 14.1%) ので、これを考慮に入れると大体地区内住民と同程度の比率を示すものと思われる。

(3) 人権意識

(1) 生れ、職業

次に「生れや職業によって人は差別してはならない」という身分、職業に対する人権意識をみると、次の特徴が示される。(前節図参照)
即ち、世間一般で「かなり守られている」(36.1%) とするものと、「あまり守られていない」(37.7%) がほぼ同率を示し、「無視されている」(5.7%) が僅かながら見る事ができる。

(2) 結婚

また、結婚に関する人権意識をみると、先の地

区住民の場合と較べて、多少の差異がうかがえる。

(前節図参照)、即ち、「かなり守られている」とする意見が約46.4%を占め、地区内住民の約28.3%を上まわっている。

また、「あまり守られていない」とする意見に於ては、地区内住民の61.0%に較べて、地区外住民は28.9%とかなり下まわっている。

前節に於いて見た地区内住民の人権意識に対する評価は、「あまり守られていない」とする態度が比較的多く、地区外住民もそれを認めている。やはり地区外住民の潜在的差別感は大いに留意すべきであると思う。